

令和3年第4回定例会

北本市建設経済常任委員会会議録

令和3年12月6日開会

北本市議会

## 建設経済常任委員会

1. 開会年月日 令和3年12月6日(月) 午前 9時00分

2. 出席委員 滝瀬 光一 委員長 湯沢 美恵 副委員長  
工藤 日出夫 委員 今関 公美 委員  
諏訪 善一良 委員 島野 和夫 委員  
黒澤 健一 委員

3. 欠席委員 (0名)

4. 説明のため出席したもの

日 高 英 城	請願紹介議員	尾 関 行 雄	請 願 者
		福 村 賢 治	請 願 者
大 島 一 秀	市民経済部長	関 口 智 明	市民経済部 副部長兼 くらし安全 課 長
山 崎 寿	都市整備部長	清 水 孝 良	都市計画政策 課 長

事務局職員出席者

岩 崎 和 彦 主 任

開議 午前 9時00分

○滝瀬光一委員長 おはようございます。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

議事に入る前に、委員会傍聴についてですが、今般の新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、北本市議会委員会条例第16条第1項に基づき、議員を含め3人を上限として、傍聴を許可することといたしますので、御了承願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時00分

再開 午前 9時01分

○滝瀬光一委員長 休憩を解いて再開いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

本委員会に付託されました案件は、議案3件、請願1件です。委員の皆様のご慎重な審査をお願いいたします。

日程第1、議請第6号 市民が納得する新ごみ処理施設整備に関する請願については、紹介議員として日高英城議員、参考人として請願者の尾関行雄氏及び福村賢治氏より、審査の必要から説明を聞きたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○滝瀬光一委員長 御異議なしと認めます。

よって、以上の紹介議員並びに参考人より説

明を聞くことに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時03分

再開 午前 9時03分

○滝瀬光一委員長 休憩を解いて再開いたします。

委員並びに説明者の皆様に、発言に当たっての注意事項を御連絡いたします。

本委員会において発言される際には、マイク手前のスイッチを押し、マイクの先を御自分のほうに向けていただき発言いただきますよう、よろしく願いいたします。

日程第1、議請第6号 市民が納得する新ごみ処理施設整備に関する請願の審査を行います。

本請願については、紹介議員であります日高英城議員より、請願趣旨などについて御説明をいただきたいと思っております。

日高議員。

〔紹介議員 趣旨説明〕

○滝瀬光一委員長 以上で紹介議員の趣旨説明が終わりました。

続いて、参考人より意見陳述したい旨の申出がありましたので、これを10分以内で許可いたします。

福村参考人。

○福村賢治参考人 それでは、述べさせていただきます。

私たちは、3市による新ごみ処理建設計画が白紙解消し、今後、北本市は、どこに、どのような方法で廃棄物の処理を進めるのか、方針の説明を市長に求めましたが、お話しすることが

できる時期が来たら説明しますと、先送りの説明を受けることしかできませんでした。

そこで、私たちは、北本市の廃棄物の処理のことを知るために、北本市の出前講座を受け、職員による「北本市のごみの行方」という講義を受け、北本市の廃棄物の流れを学びました。

また、そのようなときに、三宮市長が、北本市のごみ減量等推進市民会議にごみ処理に関する意見、具申を求めめるためにごみ処理研究会を発足して、そのメンバーを募るということで、私たちはそれに参加することができました。

そこで、可燃ごみについて研究をしたわけですけれども、可燃ごみの中には、生ごみ、木、枝、紙、布、その他ということで、生ごみが44%、木、枝が17%、紙、布が29%、その他10%ということで、可燃ごみは、全体の廃棄物の70%を占めていると。その中で、生ごみは44%、それから木、枝は17%と。

私たちは、生ごみの焼却、あるいは可燃ごみの焼却ということで、燃やすだけのことしか知りませんでしたけれども、バイオによる処理方法があるということを知りました。それで、その一つとして、トンネルコンポスト、バイオガス、それからレビオシステム、ユーキッドシステムというようなものがあることを学びました。

私たちが参加しているごみ処理施設研究会では、可燃ごみを減量して、それを処理するということが、北本市にとって利益、また北本市の市民にとって利益を共有することができるとい

うことで、このようなことを検討して、市の意志を決めて、新ごみ処理施設を建設するよう、市長に提言させていただきました。

そういう中で市長は、これらの意見を無視するような形で、2市1町の調印をされたということで、この調印をする前に、北本市としての意志を決定していただきたいという願いだったんですけれども、調印に進みました。

私たちは、ごみ処理施設を成功させるということが目的ですので、そのためにはどうすることが必要かということで、成功するためには失敗した事例を反省して、そこから問題点、課題点を見つけ出し、新たに取り組む計画に改善点として盛り込むと。

そのためには、まず、しっかりした建設計画が必要だと。そのためには、北本市の意志がやはり大切であり、私たちが考えているのは、まず場所、それから処理する量、この2点は計画を立案するために必要だと。

今、予定地として安養寺が挙げられていますが、ここでいいという検証をするためには、候補地を、他の候補地と比較検討、これが大切だと。ここで、安養寺でいいという結果が出れば、そこでやる。また、他の候補地でいい結果が出れば、そこでやる。これは、安養寺というのが不明な点が多くて、安心してそこでやっていたのかということを確認するためには、どうしても比較検討が必要だと考えています。

それから、量ですけれども、今、全国的に、市長もお話することがありますけれども、脱

炭素化ということでこれに取り組むには、やはり可燃ごみの量を減らすと。

そこで、可燃ごみの量を減らす方法として、先ほど述べましたバイオによる処理の方法というのがあるということで、このバイオの処理によって生ごみ、それから木、枝も同じくバイオの処理ができる。それから、一部紙類もバイオ処理ができるということで、ここで、生ごみ44%、木、枝17%、紙、布が29%ですけれども、全部じゃなくて一部ということと考えると、50%の可燃ごみの量を減らせる可能性が見いだせるということから、バイオ処理を北本市で一次処理ということで処理して、残渣は多少出ますけれども、これを可燃ごみとして提出。それから、あと布関係で、どうしても今、焼却処理をしないといけないものは焼却処理をすること、とにかく可燃ごみを少なくすると。

それで、私たちは、北本市ではトンネルコンポストが、今のところ採用するにはいいんじゃないかというふうなことを考えています。

三豊市で今やっていますけれども、ここは、今、北本市のごみ収集と同じ形態のごみを、トンネルコンポストで処理していますけれども、バイオで処理できない汚れたビニールとか布系、この辺は燃焼材として取り出すことができると。あと、生ごみ系なんかはほとんど少ない残渣で、4割ぐらいが固形燃料の材料として出てくるらしいんですけれども、北本市は、生ごみ系と、いわゆる布系などの燃えるごみの分別をすることによって。

○滝瀬光一委員長 間もなく10分になりますので、まとめに入ってください。

○福村賢治参考人 すみません。ということで、トンネルコンポストが、いいのかなということです。それから、事務局に派遣する人は意見が言える人。これは、前回、ほとんど意見が言えない人が派遣されたということだったと思いますけれども、意見を言える人を派遣していただきたいということで、それから、調査は700万円を使っていたきたいということでお願いしたいと思います。

○滝瀬光一委員長 意見陳述が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

今関委員。

○今関公美委員 ありがとうございます。

3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、請願趣旨の中身なんですけれども、可燃ごみの処理量は焼却炉の規模に影響があり、減量に取り組むことが大切なのは、すごいそのとおりだと思います。

この中で、北本市が掲げる脱炭素化社会の実現に貢献するに欠かせないことは分かるんですが、北本市が掲げる脱炭素社会の実現に貢献は、どこに掲げてあるのか。

すみません、私の勉強不足なのかもしれないんですけれども、北本市の地球温暖化対策実行計画書や環境基本計画書とか、廃棄物処理基本計画書の中にも見当たらないんですけれども、私の読み込みがちょっと浅くて見つからないだ

けなのかもしれないんですけども、どこに、この脱炭素社会の実現に貢献するのが出ているのか教えていただきたいなということ、1点と。

あと、それから、今回の請願で、決議内容の具現化につながるための今回の請願ということなんですけれども、請願事項の1の決議、12月に起こった決議の中にある新たな枠組みにおいて、建設候補地の選定や余熱利用について再度検討することとで、内容が、今回の具現化するためというのは、ちょっと内容が違うような感じがします。

請願の、建設場所検討のやり直しや市長が指示することとなっていますけれども、決議では再度検討をしてください。検討とは、物事をいろいろな面からよく調べ、それで本当にいいのかなということを考えることなんですけれども、今回は、請願の中では、やり直しを指示することということなんですけれども、そのことについて伺いたいと思います。

もう一点が、あと3番目の生ごみ処理のバイオ処理なんですけれども、これからはそういう時代になっていくんだろうなということは、すぐ理解します。

が、この中で、バイオの処理を北本市で採用するということなんですけれども、北本市単独で行うために、700万円の調査費を使って調べるとはいいと思うんですけども、北本市単独で北本市の中で土地を探して、また行うということのことなのか、そのことを教えてください。

○滝瀬光一委員長 挙手をお願いします。

福村参考人。

○福村賢治参考人 まず、1番目の脱炭素化なんですけれども、これは、基本合意書を締結するに当たって、北本市の意見として、市長が、脱炭素化等を目指したごみ処理方法について検討することということでおっしゃっています。

それから、また、新ごみ処理施設研究会でも、市長は、脱炭素化を目指しているということをおっしゃったという記憶があります。ということで、私どもも、脱炭素化に向けていろいろ取り組みました。

それから、処理施設の建設場所、これについて、物事を成功させるためには、やはり1つのところに、1つのものをいろいろ考慮しないといけない。あるいは不明確な点が多いものについては、1か所だけじゃなく、1つのことじゃなくて複数のところから比較検討して、その中でよりよいものを見つけて、それを、そのことについて進めていくということが成功の道と。

それから、それを進めるに当たって不安な要素があると、なかなかベクトルを合わせる事ができないことが多くあります。そういうことで不安な要素を取り除くためにも、市長は、新しい事務局で、この建設場所についての比較検討を行うということが大切ということで、市長にそういう主張を、意志を示していただきたい。そのために、そういう比較検討について、市長も認識していただきたいということでございます。

それから、すみません、3番目をもう一度。

○滝瀬光一委員長 バイオ処理について、北本市単独で。

○福村賢治参考人 これは、まず北本市の可燃ごみを減らすということで、まず北本市の中で処理をすると。これは、もう、北本市と同じぐらいの人口の都市で実施していますし、それで、広い土地が必要というわけでもありませんので、市民の協力を得て、場所の確保、それから、これはスケールメリットがあまり大きくないと捉えています。

それで、北本市の成功例を、吉見町、鴻巣市に示して、そこでもやって、全体のごみ量を減らすということで、まず北本市から取り組むと。それで、費用のほうも、そんなに何百億円もかかるものではございませんので、土地もそんなに広くないということで、北本市独自でまず進めて、それを、ごみ減量化を定着させるということで、北本市に造るということが私たちの考えでございます。

○滝瀬光一委員長 今関委員。

○今関公美委員 ありがとうございます。

1点目は、市長の言葉からということ引用してきて、特に計画書とかどこに載っていたというわけではなく、市長の今までの言葉から、「ああ、北本市はこういう方向で進めているんだな」という理解でということで、よろしいか。

〔「それからですね。」と言う人あり〕

○滝瀬光一委員長 発言を慎んでください。まだ、質疑していますので。

○今関公美委員 あと2つ目の請願事項の1番のやり直しのところでは、一応、今回の締結では、一応、郷地安養寺地内の予定ということだったんですけども、多分、皆様が思っているその場所というのは、まだ決定はしていなくて、郷地ということだと、もしかして、この21番というのがちょっとどこの場所のことをいっているのか。ナンバー21を含めと書いてあるんですけども、ここがどこなのかはちょっと正確には分からないんですけども、もしかしたら道路を挟んだ向こう側の土地なのかなとちょっと推測するんですが、一応あそこも郷地ということで、地名では郷地に含まれているので、それを考えると、今回の締結では、そこも含めるかどうかも入っているという余韻を含ませながらの締結なのかなと思うんですが、一応この書き方だと、もう一回、じゃ、全部をやり直してということだと、締結自体もやり直してということを考えているのかどうなのか、そのところをお聞きしたいです。

あと、それから3番目のバイオ処理なんですけれども、北本市内単独で、独自でやって、その成功例を吉見町とか鴻巣市でも広めていきたいという考えは、素晴らしいものだなと思いますけれども、一応その、今回は、ごみ処理施設調査の700万円を使って調査をしてねということによろしいんですよね。

○滝瀬光一委員長 福村参考人。

○福村賢治参考人 まず、脱炭素化に向けてという取組ですけれども、これは、北本市の50周年

を迎えるという市長の発表に、持続可能なまちづくりの中に、脱炭素化社会に向けた取組ということが載っていますので、市長は、これを強く進める意志が強いというふうに考えています。

それから、郷地安養寺ということで、今、21番目というのは幻の選定地ということで、途中で消えたところということで、今、委員がおっしゃった場所になるかと思っています。

それで、郷地ということであれば、そこも含んでいるんですよということであれば、そこも含めてどこに建設するのが一番、今の状況ではベターなのかということ、やっぱり確認することが大切だと考えています。

それから、バイオなんですけれども、まず我々が研究した中では、バイオを北本市で造るのがいいんじゃないかと。それを検証するために700万円の調査費を使って、とにかく減量化に向けてどの方法がいいのかということ調査していただいて、バイオに勝るものがあれば、そちらを採用するということが正しいと思っております。

○滝瀬光一委員長 ほかに質疑ありませんか。

諏訪委員。

○諏訪善一良委員 今回のこの請願、まず文書の中から確認をしていきながら聞きたいんですけども、請願書の中で出ています一番表側の文の下から7、8行目のところの、これじゃ、疑惑的ことで、灰色のレッテルが貼られているということで、あと、今、請願紹介議員からも疑惑という言い方されたんですけども、こういう

ことは、具体的に示せないといけないと思いませんので、どういうことなんでしょうか。

多分、それが、その下に書いてある意図的という、これも意図的と言っているんですね、21が外された。その辺がもし具体的に分かれば、分かる範囲で御説明をいただきたいと思えます。

御承知のとおり、この12月1日に、中部環境だよりに載って出ていまして、いわゆる、ここでは基本合意を締結しましたと書いてあるんだけれども、救われるなんていうのは、一応最後の4番で、「本合意に定めのない事項及び本合意事項についても」、本合意ですよ。「疑義が生じたときは、鴻巣市、北本市、吉見町で協議のうえ、決定するものとする。」とあって、締結しましたと言っておいて、本合意そのものも、疑義があれば、これから協議するんだというから、合意書といいながら合意書でないみたいな打消しもあるから、やっぱり、今日の請願人が言っている疑惑。そして、灰色のレッテルが貼られているということ、きちっと言えばいいと思うし、前段として、市議会が、昨年度、要するに、いわゆる新ごみ処理整備に当たって決議をしているんです。会派でも、これは議会に対する背信行為だといって申入れしているんです。それを、まともな返答なく進めて、実に大ごとだと私も思っていますので、ただ、請願人の言うところの疑惑、そして意図的な部分について、それで、職員の人材、職位の対処ね、交渉力があることだと思う。派遣することというのは、

例えば、もし、案があれば示していただきたい  
と思います。とりあえず、その点についてのお  
答えてください。

○滝瀬光一委員長 福村参考人。

○福村賢治参考人 意図的に外したというのは、  
私が、3市の組合の議会を傍聴したときに、そ  
のときは、もう安養寺というのがほぼ固まって  
いました。

それで、52か所の候補地の中から決まったと  
いうことだったので、その後、実は  
もう一か所、場所は53か所あったと。それで1  
か所だけ、安養寺と評価の値が近いところがあ  
ったんだけど、それがなくなっているとい  
うことが後で分かりましたので、意図的に消し  
たと考えています。それから、あの土地が、地  
権者が多いようなんですけれども、これは、そ  
の後いろいろ聞いた話によると、鴻巣市長の知  
り合いの地権者が多いということで、その買  
取りということと、近くに農協のエレベーター  
がありますけれども、そこを、市が土地評価よ  
りも高い金額で買い取ったというようなことも  
耳にしました。

そういうこともありまして疑惑という、それ  
も白紙になった一つの要因だったのではないか  
なと考えているところです。これは、私が、そ  
のことを、白紙になった議会に直接確認したわ  
けじゃありませんけれども、そういったことが  
耳に入ってきたので、そのように考えたとい  
うところでございます。

○滝瀬光一委員長 合意書で、疑義が生じた場合

には協議するというのが入っているけれどもと  
いうような点です。

○福村賢治参考人 この言葉は、前回の組合でも  
そういう言葉があって、その疑義が生じたとい  
うことで白紙になったと認識しています。

それで、これは、同意書にないことが発生し  
たときには、前回と同じように協議するという  
ことだと捉えているんですけども、だから、  
そういうことが発生しないようにするために、  
調査することが大切だと考えております。

市の職員につきましては、前回、北本市の意  
志というものが、組合内部に伝わっていたのか  
どうか。それに対して議論してきたのかとい  
うことを考えますと、組合議会を見た結果から考  
えて、それから、あとその当時の職員に、どの  
ように進んでいるのか質問したときに何も答え  
てくれなかった。それから、議会でも、北本市  
の職員の発言とか説明とかそういうのは、内部  
でもう決まったことだから、そういう話はな  
かったのかも分かりませんが、議論したとい  
うような経緯が、なかなか認めることができな  
かったということがあります。それで、北本市の意  
志をちゃんと議論したのかということが明確で  
ないということで、やられていなかったように  
思われますので、はっきり議論できるような方  
を派遣していただきたいと。それで、そのため  
には北本市の意志がしっかりしていないと、派  
遣された職員も議論することができないと思  
いますし、私の経験で申し訳ないんですけども、  
あるプロジェクトを組むときには、若手を起用

する場合、専任とか特任という名称がつきますけれども、部長とか課長の職位を与えて、権限を持たせて、それで、プロジェクトのリーダーとして動いてもらおうと、働いてもらおうと。それで、ラインの部長はそれを補佐するために、専任の部長、課長が部内で討議できるような組織を用意して、意志のずれがないように議論していくというような組織づくりをして、それで送り出す。それは、その人材育成という面も含めて、そういうやり方をやってきていましたので、支部環境に派遣する職員も、それなりの職位という形の立場を持たせて、それで、バックアップとして議論された内容を庁舎でも、担当部署でも議論して、確実なものにしていくということで、それでそれを市民に、議会に報告できるようなことができる人材、組織ということをも含めて考え、こういう言葉を使わせていただきました。

○滝瀬光一委員長 諏訪委員。

○諏訪善一良委員 私も今の説明聞いていて、53か所、どうも不明だなという感じは私も受けましたし、本来、この調査には北本市も入っていたのかなと思っているんです。本来、入れなきゃおかしいだろうと、入っていないこと自身が、北本市、怠慢かなと思うぐらいでして、今、請願者が言うとおりにかなと思っておりますんで、北本市の行政の履行する、実行する義務があるねという感じ、持ちましたけれども、その辺は、今の説明聞くと言うとおりで、何ですか、農協の、評価額より高く買ってしまったみたいなこ

とですね。

この辺も証明つけば、まさにこうなると、請願者が言うとおりに疑惑だね。ただ、もうちょっと説明がつけば、まさに言うとおりにだなと感じがしました。もし、説明がもうちょっとつくんでしたら、お願いします。例えば評価額、どれぐらい高く買ってしまったのかね。

それから、次の調査。当然のこととして、北本市で独自に議案の決議もやっているんだから、調査をして、結果的には、対外に外交だから交渉なんですよ。交渉だった場合は、相手より以上の知識と経験がなければ言えないんだ。

その調査も、うちの議会の決議。また、我々のほうも、議会に対する背信行為だといって申入れしていて、はっきりいって正式な市長からの説明、何にもないんでね、で、調印しちゃうと。これも同じような意味においては、請願者の言うとおりにかなという感じはしますし、もし、補足があれば補足してください。

それから、3番目の、いわゆる職員の職位ね。

確かに、北本市の利益をきちっと言える人でないと、交渉人と言えないんですよ。その辺も言うとおりにかなと思うんだけど、ただ、職員は、結局市長からの命令ですと、できないんですよ。だから、これに対して上げて、これはどうもあれだな、市長の責任だなという感じもしますし。ただ、ここに書いてあるように、この合意書、この12月に発行されたやつね。これ見れば、これはそれなりに、今、言ってい

るような点が多少取られていても示されれば、北本市も調査をどんどんしてきたということを議会がして、市長が任命執行、説明ができなければ、もう、ここに書いてあるように、この合意書については、その合意事項について疑義が生じたときは、また再協議するみたいなの。この報告によれば、合意書でありながら合意書でもないようなことを書いてあるわけで、ちょっとこの辺は執行部にきちっと、うちの委員会も確認しなければならぬと思うかなという感じで、私たちの会派の申入書にも全く答えてくられていないし、こんなんでもいいのかなど、少し独断が過ぎると。半分私も怒りを感じるくらいがありますので、その辺は鈍感なんです、もし、補足する部分があったら御答弁ください。

○滝瀬光一委員長 福村参考人。

○福村賢治参考人 私どもも、市長が、どのように進めていこうとしているのかということ、明確にさせていただきたい。そのためには、やはり説明。今どういう状況にあるのか、これからどのようにしていこうとしているのかということ、明確に説明していただければ、それに対して私たちも、いろんな市長が進もうとしていることに対して、いろんな意見を述べさせていただいて、北本市にとってよい方向、成功裏に建設できるような方向で、ベクトルを合わせることができるんじゃないかと考えています。

そのためには、明確な説明ということが大切なことではないかと捉えております。それから、調印が、おかしいんじゃないかというようなこ

となんですけれども、確かに、内容を見るとおかしいのかなど。疑義が生じたらということは、万が一ということを考えてのことなのか。

そのためには、疑義が生じないように、やっぱり進めている方向を明確に、中部環境保全組合で進めることが明確に市民に分かるように、副管理者である市長は、その辺をチェックする仕組みを構築して、構成市の市民に、構成市の議会に正しく説明するということが、この調印書を成功裏に持ち込む一つの道だと考えています。

○滝瀬光一委員長 諏訪委員。

○諏訪善一良委員 私たちの議会で、ちょうど一年前の12月議会で請願、決議をして、1番、三市の新ごみ処理施設が白紙解消について詳細に検証すること。

2番として、広域処理をする場合は、桶川市及び吉見町に対しても参加を呼びかけること。また、新たな枠組みにおいて、建設候補地の選定や余熱の利用については再度検討すること。

3番として、広域処理だけでなく、単独による処理や脱炭素化を目指した焼却によらない処理、エネルギーの活用、あらゆる可能性について財政負担、まさに財政負担、北本市の利益ですよね。財政負担、環境負荷、市民の分別の負担等の調査・比較検討を行い、その結果を公表すること。

ほとんどのこと怠っていますよね。行政の怠慢だと思いますし、最後の4として、今後のごみ処理の在り方、まさにね。については、予

め、市民や市議会の意見を聴くとともに、十分な共通及び合意形成を図ることと、と言っておいて、議会も9月15日に、全員協議会の中で執行部の人に来てもらって、あれだけ、どちらかというところが多い中で、全く、もう次の日には合意しちゃうみたいな、合意しました。

まさに、議会に対する、私たちはもう言い切っているけれども、背信行為だと思える、市民に対しての。という部分がありますけれども。

一応この決議が何ら履行されていないという、議会の立場からも、私も、今の請願人の説明が最もだという感じなんですけれども、この請願と、それから、今の合意されたことに対する、一応、あと広報ですね、含めて、もし、請願者の御意見があれば、この機会ですからお伺いたします。

○滝瀬光一委員長 福村参考人。

○福村賢治参考人 昨年、市議会が市長に決議した内容。これが滞っていると市民としてそういう思いがあります。それで、議会で決議したことが進みますよというので、我々もそのように考えていますので、市長、よろしく願いしますということをお願いしていただいています。それで、議員の方も、市民の一人として、同じ方向で願いがあるということでお願いさせていただいています。

○滝瀬光一委員長 ほかに質疑ありませんか。

島野委員。

○島野和夫委員 お疲れさまです。

じゃ、私も何点かお聞きしますが、1つ、先

ほどもありました協定書の件です。

これが、既に協定を結んで合意されている部分の中に、やはり建設予定地については、鴻巣市安養寺ということに明確に書かれているわけです。そういった意味から、本請願が、この協定書に対してちょっと整合性が取れていないのではないかという観点の考え、思いをいたすところでありますが、この協定書に合意にかかわらず、この内容に、請願事項の1つ目、建設場所の検討のやり直しということで、一番最初に書かれていますので、そういったところでは、鴻巣市、あるいは吉見町からの信頼を損ねてしまうのではないかと、そういう心配は私はあるんですが、その辺についてはどのようにお考えになれるのか。

2つ目が、やはり私の一番の思いとしては、北本市民が、ごみ難民にならないようにという、これは絶対避けるべきだと思っております。

そういう観点から、安養寺に建設地が決まった、それも地元住民の合意を得られている。そういう状況の中でよく言われるのが、こういった迷惑施設について、建設予定地が決まることによって、約8割が、事業が進捗したと言われておりますが、そういった観点から、この建設予定地が決まったということは、非常に大きな部分を占めるのかなと思えますが。

一方で、埼玉中部環境センターで、今、ごみ処理をしているわけですが、この埼玉中部環境センターの延命化といいますか、長寿命化を図るべく、今、いろいろ予算をつけて調査をする

ことになっていますが、やはり寿命化も限界があると思いますが、この辺についてはどのようにお考えになるのか。

あと、3点目の調査費700万円について、昨年、この700万円を使って、北本市は調査を行わなかったわけですが、これについて、これまでの担当部長の答弁ですと、新しい枠組みで、そこからの調査費でしっかり調査をしていくということで、同じ調査をするのであれば、税金の無駄遣いになるので調査はしなかったということで、そういった答弁も聞いておりますが、私はそこでしっかり、今、国でも進めているカーボンニュートラル、請願者も勧めている燃やせないごみ処理ということで、そこでしっかり、新たな枠組みで議論を進めていくべきではないかと思えます。その辺についてはどのように考えるのか。

これまでの部長が言うには、税金の無駄遣いになってしまうのではないかと、同じ調査をするのであればということでありましたが、その辺はどのように考えるのか、この3点、お聞きします。

○滝瀬光一委員長 福村参考人。

○福村賢治参考人 場所が決まれば、8割方成功したようなものということなんですけれども、そのとおりだと思います。

合意書は予定地ということなので、成功するためには、まず8割方、場所が決まれば成功なんですけれども、残念ながら2割のほうに行ってしまったんですね。場所、決まっていたんで

すけれども白紙になってしまったと。それはなぜかということや、やはり検証しないと行けないと考えております。だから、そのためには、比較検討する必要があると考えております。

それから、次のごみ難民なんですけれども、ごみ難民という言葉は何を表しているのかということや考えると、焼却場がない場合は民間に依頼すると。

1つの例で、桶川市が、今そういう状況にあるということで、去年、ごみ処理が白紙になった後、市長が市民に説明したということで、多くの市民が集まったわけじゃないんですけれども、そこで、副市長が桶川市のことを話しました。それで、私は、「民間処理と比較してどれくらい高くなるのですか」ということを質問すると、回答が出ませんでした。

それから、桶川市が、そのとき、副市長が何億円と言ったかちょっと覚えていませんけれども、「その数字がおかしいじゃないか」と、「そんなにはないはずだ」ということをおっしゃった傍聴者がいましたけれども、「ああ、そのとおりでした、間違っていました」と。

だから、私は、民間処理をお願いしたときにどれだけ高くなるのか、そういったことも調査した上で、いわゆる、ごみ難民を解消する方法はあると考えていますので、本当にごみ難民という言葉は突き詰めれば怖いことなんですけれども、今、民間もそういう処理をやっているというところで、ごみ難民という言葉の一人歩きがちよっとあるのでないかなと捉えています。

それで、埼玉中部環境センターの延命なんですけれども、これは、ああいう大規模な施設というのは、定期点検を計画してやっているはずなんです。だから、突発的な故障というのはその都度対応しないといけませんけれども、長期的なことを考えると、いつまでもつ、どのようになればもつ、部品の在庫がどうだということは、メーカーとしてはちゃんと検証しているはずですので、それは、メーカーに確認すれば、あとどれだけというのは出てくると思います。設備メンテナンス計画があるはずで、なければおかしいです。あれくらいの規模の設備がないということはおかしいです。だから、いつまでもにどういう処置をすればいつまでもつというのは、ある程度明確に出るといふふうに考えています。だから、その辺はメーカーに確認するというので、今、私にはそういうあれがありませんので、埼玉中部環境保全組合にやってみよう。

それから、新しいものを早く成功させるということが必要なんですけれども、そのためにはいろんな面で比較検討。今回は、価格の面でも比較検討しなくて、アンケートというようなことで費用を出していましたが、これは、相見積りということで比較検討する必要があると考えています。そのためには、相見積りを出す資料として明確なものを、それぞれのメーカーに出さないと相見積りが出ませんので、そういうことも含めていろんな調査が必要だと。その調査を埼玉中部環境保全組合に依頼するに当たっ

て、北本市としてどういうことを確認していないといけないのか。そのことの調査のために700万円を使うということで、埼玉中部環境保全組合と同じことを調べることはありませんので、税金の無駄遣いではなくて、正しく税金を使うと認識しております。

○滝瀬光一委員長 島野委員。

○島野和夫委員 ありがとうございます。

1点だけお聞きしたいのですけれども、埼玉中部環境センターの延命化、今、埼玉中部環境センターでもそういった業者に対するの調査をかける予算、そういったものを用意して今後進めていくと思いますので、それについてどれだけ延命、長寿命化ができるかということになってくると思います。しかしながら、何十年も延ばすことはできないと考えるので、そういう観点からいうと、もう既に候補地を新たにまた変更してやるということは非常に先行き不透明な部分があり、先ほども申し上げたとおり、北本市のごみ処理が路頭に迷う、いわゆるごみ難民化になる可能性もあるのではないかと私は考えます。

そういう観点から、埼玉中部環境センターの延命のことを考えますと、今現在この協定書で決められているスケジュールにのっとり進めていくことが妥当ではないかと考え、中部環境のことを考えると、タイムスケジュール的にもう待たなすではないのかなと私は考えますので、その辺について再度お聞きしたいと思います。

○滝瀬光一委員長 福村参考人。

○福村賢治参考人 議員が心配されていることはよく理解できます。それで、早く解決するためには早く比較調査をするということが大切だと、ごみ難民にならないために早く比較検討をして、今予定されているところが今比較した結果ベターであれば、そこに早急に計画を進めていくと。だから、そのために、早くやるためにまず不安材料をなくすということがまず第一で、また計画の途中でその不安材料が湧き出ることがないようにするということが、それを早くするということが大切ということで、事務局が立ち上がったら、すぐそのことについて北本市の意思として進めていただきたいという意図があって、このようにお願いしているところです。

○滝瀬光一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
湯沢委員。

○湯沢美恵委員 2点ほどお聞きしたいと思います。

今回出していただきました請願事項の1から3を読ませていただきますと、議会が受けてどうこうというよりは、むしろ行政側、要するに市の側にこういうことを働きかけたいと私は読み取れたのです。1番に関しては市長がすべきだということを言っていますし、2番は人事の問題になってまいりますし、3番はもう既に議会です了承している予算の執行についてですから、どちらかというと議会はもう離れて、行政側が本来行うべき事柄なのではないかなと感じたので、逆に請願者は、このことについて行政側に

働きかけはしたのかどうかということについて、まず1点お聞きしたいと思います。

それと、2点目につきまして、建設場所検討のやり直しについて言及されていますけれども、建設場所につきましては郷地安養寺を予定地とするということで、まだ決定しているわけではないのです。当然、新しい事務局が立ち上がった場合、その予定地も含めて、本当にそこでのいかどうかということは検討されるであろうと私は思っているところなのですが、そこも含めて改めてそのやり直しを求めているという点につきましての説明を、何度もほかの委員からも来ていると思いますけれども、そのあたりの検討について、やり直しを強く求めていることについて、なぜなのかという部分について再度お聞きしたいと思います。

○滝瀬光一委員長 福村参考人。

○福村賢治参考人 この請願事項の3件について、市長、執行部に確認したかということにつきましては、確認はしていません。これは私たち個人でやるよりは議会にお願いして、議会からフォローしていただく、確認していただくというもののほうが、私たちの意思が市長に通じるというふうに思って請願させていただきました。議員の方がこの請願の内容を理解していただいて、それで市長、執行部のほうに働きかけていただくと。これは議員の方が議会で議決した内容を、私たちもそのように思っています。それが進んでいないので市民もお願いしたいと、議決した内容を進めていただくようより強く議員

の方をお願いして、議会から再度チェックを入れていただきたいと思いますという思いであります。

それから、建設場所のことなのですけれども、なぜ予定地ということ、新しい事務局で調査をするであろうということは、あろうということだけではなくて、調査して不確か点を、不安を払拭するというところで、それを確実なものにするということ、議会からも埼玉中部環境保全組合の議会で派遣してありますので、その辺を明確に後押ししていただきたいという願いもあって、この請願を出させていただいたことの一つでもございます。

組合議会で、安養寺を含めた建設地のチェックを確実なものにしていただくために、ここでは市及び職員、執行部に対しての要望ということを出していますが、議会の皆さんがこれを理解していただければ、埼玉中部環境保全組合の議会で派遣される議員も、そのことについて強くお示ししていただければいいと思っております。

○滝瀬光一委員長 湯沢委員。

○湯沢美恵委員 まず、行政側への働きかけについては行っていないということで、議会がフォローした方がいいんじゃないかということでこちら側に出したということなのですけれども、先ほど請願趣旨の説明、意見を述べていらしたときに、ごみ減量市民会議の研究会のほうに参加していると御説明をされていましたが、研究会としても、ごみ減量市民会議は本来市長の諮問機関でもありますから、市長に

直接。

○滝瀬光一委員長 もう今は違う。

○湯沢美恵委員 今は違うの。研究会は任意の団体と聞いていますけれども、ごみ減量に関しては、そちらの団体として市長のほうに意見を申し入れるということも可能だったのではないかと考えますけれども、その立場からの意見を市に出すということについては全く考えなかったのかという点についてが1点と。

それと、確かに市議会は昨年の12月に新ごみ処理施設の整備に当たり慎重かつ丁寧な対応を求める決議というのをしました。その中で脱炭素に向けた取組として、あらゆる可能性について調べなさいよということで、今、世界の流れ、当然日本も脱炭素を目指そうという流れになってきていますし、私自身もゼロカーボンシティ宣言について市長に提言して、市長もその方向でいきたいということの答弁はいただいていますので、当然新しい施設についてもその方向で動いていくということで、今回の契約の中にもその言葉が盛り込まれているんだと思うんです。それを改めて、この3件目の生ごみの処理についてわざわざ言及しているという点についてです。調査については確定するものではないと思いますけれども、その700万円についてわざわざ言及して、その方向性を確定的なものにするために有効活用しろと述べているという点については、市側は、あるいは新しいごみ処理施設は、その方向についての調査が不十分ではないかというところで考えて、この事項を追加と

どうか、この事項を書き込みしたのかどうかということについて確認したいと思います。

○滝瀬光一委員長 福村参考人。

○福村賢治参考人 まず、1点目のごみ研究会の研究内容です。これは研究会から市長に提案という形で報告させていただいています。ただ、私たち請願人2人が執行部に働きかけたということとはございませんが、研究会としては我々が研究した内容を報告し、脱炭素化に向けていろんな方法がありますと、この研究した内容を参考資料として検討していただきたいということは、このごみ研究会の会長を通じて報告させていただいています。それに対して反応がないということで、我々が、研究会が報告した内容も含めて、この700万円を調査検討費として使っていただきたいという思いで、この700万円という項目も出させていただきました。

○滝瀬光一委員長 湯沢委員。

○湯沢美恵委員 ありがとうございます。

3回目の質疑は、今回この12月議会にこの請願を出したことの意義についてです。内容を確認させていただきますと、来年4月以降の新事務局となります埼玉中部環境保全組合に直接この請願を出されたほうが意思がそのまま通るのではないかなと思われる点が、件名1や件名2は市長を通じてというところよりもはるかに強いものがあるかなと思ったのですけれども、この時期に出されたということの意義というか、そのあたりについてお聞かせください。

○滝瀬光一委員長 福村参考人。

○福村賢治参考人 来年の4月に埼玉中部環境保全組合で新設備に関する事務局が立ち上がるということで、その準備としてもう年明けには予算の計上の予算案とか、そういったものが正副管理者において話し合われるであろうと。そのときに市長には副管理者として、新事務局を立ち上げるに当たって準備をしていただきたいということで、あえて今のこの時期に請願として出させていただきました。確かに、4月からだと、もうある程度確定した内容が出てくるのではないかと想定されましたので、今の時期、議会からも市長に依頼して、4月からスムーズに立ち上がるように、今から準備しておくことが大切ではないかということで請願を出させていただきました。

○滝瀬光一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
黒澤委員。

○黒澤健一委員 お尋ねいたしますけれども、私は申し訳ないですけれども紹介議員にちょっと質疑をさせていただきたいと思うんですが。請願事項の1の建設場所、検討やり直しを正副管理者会議を通じて市長はごみ処理場建設事務局に指示することということですが、この事項の中で建設場所検討のやり直しということで、2市1町の基本合意の中ではこの予定地ということでは決まっているわけですが、それを超えてもまだやり直しをするというようなことでお考えとしては持っておられたのかどうか。了解がなければ紹介議員にならないのでしょうか。その辺についてのお考えをお示しいただき

たいと思います。

請願人に、申し訳ないですが、ほかの場所と安養寺との比較検討をしてくれというようなお話だったのですが、このほかの場所、どこなんだろうというのが私は分からないのですが、それは土地の値段が安いところなのか、高いところなのか、どこを指してほかの場所と安養寺とを比較検討するのか、具体的にお考えがもしあれば、お示しをしていただきたいなと思います。用地の検討の課題の中でその問題は大きな問題であるし、今、島野委員も言っているように用地問題が最大の課題でしょうということとは当然あるわけなので、その件について質疑をさせていただきます。

それから、新ごみ処理施設建設事務局に、安全・安心で市民が納得できる新ごみ処理施設建設に向けて北本市の意思はしっかり伝え、議論できる職員の人材を派遣する。考え方としては私も同じなのですが、基本的には議論できる職員、この議論するということを職員がしているのかどうか。少なくとも組織の上では組織の中の人間になるわけですから、組織の命令、指示に従って、その範囲内での議論となるのだらうと思います。議論できるということに関してはいかがかなということがございます。この件については参考人さんにお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、3番目の脱炭素の新ごみ処理施設調査費700万円を有効活用することという、これは紹介議員にお尋ねをしたいと思います。

我々が令和2年度の予算で、予算書の中で確認した数字は、清掃費の塵芥処理費調査委託料812万7,000円のうちの700万円という数字が議会が議決をしている数字でありまして、これは塵芥処理の調査委託料ということですが、生ごみ処理のバイオ処理を北本市で採用するための調査費とは目的が違うわけです。したがって目的外の私は使用と理解するのですが、この費用が今はまだ使われていないという事実もあるわけですから、これは言い方を変えれば、予算の組替えみたいな形でやれば700万円という数字が調査費として出てくると思うんですけれども、そういう配慮というか、目的外使用に当たると判断はされたのか、されなかったのか、これは紹介議員にお尋ねをいたします。

○滝瀬光一委員長 日高議員。

○日高英城請願紹介議員 まず、1点目です。予定地を郷地安養寺とされていることから、請願人も述べていたように、予定地を決定地とする際に、湯沢委員もおっしゃっていたように、もう一度組合の中で検証をするであろうということかと思いますがということですが、それをしっかりしていただいて、請願趣旨の中にもあるように、疑惑があるということも払拭していただきたいなという思いが個人的にはとても強くあります。そういった意味で、しっかりと検証した上で選定していただきたいなと考えています。

それと、3番目の質疑ですが、当時、今年の3月議会で黒澤委員をはじめ、ほかの多くの議

員が総括質疑でも取り上げていました。この700万円の執行についてはどのようにするかという問いに対して、市長、あるいは執行側は、しっかり記憶していませんけれども、この先の脱炭素化に向けたあらゆる調査費に使いたいというような答弁を繰り返していたことと記憶しています。そのようなことから、黒澤委員ほどその辺の目的外使用とかいう基準については不勉強で分かりませんが、そのような答弁を聞くと使えるのではないのかなというように考えています。

○滝瀬光一委員長 福村参考人。

○福村賢治参考人 安養寺以外の候補地ということに関して、北本市はないと聞いておりますが、本当に調査したのかどうかということがまず一つ疑問です。私個人としては、北本市にどういふところがある、安い土地がある、あるいは吉見町に安いところがあるということは存じ上げません。それで、吉見町もどういふところに候補地となり得る土地があるかも分かりません。それで、そういうところも含めて検討していただくということと、鴻巣市の場合には幻として消えたところを含めて比較検討と考えております。

だから、候補地があるのかないのか、北本市も含めてそういう調査を今までやったという経緯が見えませんで、本当にないのかどうかということも検証するということが必要なかな。それで、どうしても北本市になければ、吉見町にもなければ、幻と消えているところとの比較検討、最低でもそこはして、今予定されている

という土地がそこで大丈夫だという検証をすることが計画を遂行することになると考えております。

それから、派遣された人材は埼玉中部環境保全組合の事務局の組織の中で仕事をするので、その中の意思決定というお話ですけれども、その中で議論ができるのかということですが、物事を進めるためには議論して、それにより正確な方向、より成功裏に事業が進む方向で議論しないで一つの方向性だけをこの状態で進めるというのは、大きな失敗を犯す要素の一つと考えています。議論をすることによってより正しい方向に向けていくということを、それで議論をして、ベクトルを合わせるということが事業を成功に持っていきの大きな要素だと考えていますので、組織の中で埋没するのではなくて、組織の中で議論が必要だと、その新しい組織に入って、そこでも議論できるような人材じゃないと、新しい事業は、成功させようとする事業は成り立たないと考えております。議論は非常に大切なことで、議論なくして事業は進まないと私は考えておりますので、こういう請願を出させていただきました。

○滝瀬光一委員長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 請願事項の1について紹介議員の答弁をいただいたのですが、とにかくごみ処分場問題は重要な問題だから対応して、こうという基本的な理念は1つだということと、2市1町の基本的な合意で鴻巣地区に造ることについても、方向としては示されている

わけでした。

1に関して、市長は新ごみ処理建設の事務局に指示することということで、議会の請願の内容になじむのかなというのがもう一つの見方としてあると思うんですよ。というのは、この希望、要望は、市長に対して要望書を提出したらいかがかというような、議会に出されたから、ああそうですかという感じに受け取らざるを得ない。これは湯沢委員も質疑の中で市長にこういった話はしたかと言ったら、参考人はやっていないというようなお話ですけども。やはりこれは首長に要望事項で出すべきことで、議会としてこれをそうだそうだと行うというのは、私は考え方としていかがかなというのは1つ持っています。

しかも、建設場所、検討のやり直しという部分について参考人からお話を聞きましたけれども、ほかの場所と安養寺の比較検討というような中で、ほかの場所ということについては、今の答弁の中では特定の場所があるかないかということについては別に定かではない、それを含めて比較検討すべきだというような答弁だったのでありますけれども。いつまでも我々がごみ処分場を建設するに当たって、こういった場所の調査比較、検討をするということについて時間があるというわけには私はいかないと思います。かつての鴻巣行田北本環境資源組合は、少なくとも令和8年が最終目標、中部地区環境組合の勉強会をやったときも、10年たつと大規模改修をしなければ、ごみ処分場はもたないというよう

なことを担当者からの意見として承っておりまして、そういった問題でいえば、ごみ処分場の建設場所については、処理場の建設についてはその辺がタイムリミットなのだろうというようにも考えておるわけです。

したがって、比較検討をいつまで続けるというわけにもなかなかいかないし、そういったその部分については、少なくとも2市1町の合意がある以上、それに従って、執行部としては議会に議案を出すための準備を進めてくるのだろうという認識は持っておりますけれども。ほかの場所、特定の場所ではないけれども、それはいつまでにそういったものをお考えに、今そういったごみ処分場をめぐるいろいろな状況を考えてやっていただきたいという希望があるのかどうか。これについてはいかがでしょうか。

それから、2のごみ処分場を事務局で議論できる職員、議論できる職員なんですよ、書いてある文言が。議論するのはやっぱり首長、管理者であり、正副管理者であり、議会であり、そういった部分であって、あと、事務局の職員が、もちろん議論するのは別に私も否定するわけでも何でもないのですけれども、それはそれを越えてまでの議論には私は要らないかなと思います。北本市の意思を伝えて議論ができるということがどうも引っかけってしまう。それだったら2市1町のよりよい方向での議論ということであるとすれば理解できるのですが、北本市の意思を議論するという点に関してはいか

がお考えでしょうか。

それから、700万円の調査費のことについて、使用できるという理解を紹介議員はされたということなのですけれども、私は目的外使用ではないのかなという観点で、別に今使っていないからどうこうというわけではないのですけれども、お気持ちは分かるけれども、それは目的外使用に当たるのではないかと考えて疑問をさせていただきます。

3月議会は、予算の修正だのいろいろあって大変な、今までの審議が尽くされたわけですが、款項目の範囲内で対応しているということになると、これの有効活用は生ごみの処理のバイオ処理を北本市で採用するための調査費ということになって、この700万円を有効に活用しろということがいがかないことなのですが、これは見解の相違ですから意見として述べさせていただきます。

○滝瀬光一委員長 福村参考人。

○福村賢治参考人 私個人が市長に、ここに掲げられることを働きかけたかということでもちよつと失言していたこととお話しさせていただきます。市長と直接お会いすることができませんでしたので、市長への手紙というか、市長に建設地の見直し、それから、北本市としての考えをまとめてほしいというような内容は文書で出した経緯はあります。直接対面でお話しするという機会はありませんでしたので、先ほどありませんと答えましたけれども、文書で市長宛てに出したことはございます。

それから、議論ということで職員と書いたのは、新しい事務局で、2市1町でどういう方が事務局の職員として働くようになるかはわかりませんが、管理職、副管理職で議論はありますけれども、実務的な議論というのは、やはり派遣された職員のもと、どういうところにコンサルを依頼するかと、どのような見積り、仕様書を作成するかというようなことは、派遣された職員がいろいろ検討、調査、議論することだと考えております。だから、そういう場面でも北本市として譲れるところ、あるいはここではどうしても譲れないところというのが出てくると思いますので、そういう議論をできる人ということで、あえて職員という言葉も使わせていただきました。

それから、調査費なのですが、我々は研究の結果、生ごみを減量すると、バイオで減量できるという技術をうまく使うということで、生ごみということで掲げていますけれども、あくまでもこれは今見えているところということで、調査した結果、別の方法が見つければ、そちらを採用するというのも含めていますので、まずは目に見えているところから調査するということが大切なのではないかと考えております。

○滝瀬光一委員長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 700万円の関係は、税金を正しく使うという意味では私は申し上げただけであって、ただ、内輪サイドの議会の流れの中で、予算書の中では目的外使用になるよと、これは担当事務局もこれは目的外使用になっちゃうよね

という話も出ていますし、それはちょっとい  
がかなというところで。この上の段がなければ、  
生ごみとか何だとかを抜きにして、とにかく  
700万円の活動費を早く使えよというのなら趣  
旨は分かるのですけれども、これに向けて調査  
費としてやれというのは、これはいかがかなと  
いうところで問題提起させていただいたわけ  
です。

答弁の中で、参考人の方が三宮市長は重く受  
け止めていない、ごみ問題についてという意見  
の開示がありました。その部分については私も  
前は組合へ行っていましたから、それから長い  
間時間を置いて対応して、それでも何もしない、  
これはいかなものだというような中で、実は  
あの意見書草案を私たちもさせていただいた人  
間の一人として、気持ちとしては同じです。気  
持ちとしては同じですけれども、決まったこと  
は決まったこと、やるべきことはやるべきこと  
の中できちん整理をしていきたいと思いますよとい  
う方針は私も持っております。ただ、今回請願  
事項で言われたことについていかなものかな  
というのがあったということだけは少し理解し  
ていただきたいと、そこが諏訪委員と若干違う  
ところかと。

○滝瀬光一委員長 ほかに質疑ありませんか。

工藤委員。

○工藤日出夫委員 大体もう出尽くしているだろ  
うと思うんですけれども、請願趣旨の上から4  
行目に、本事業は前回のような失敗を繰り返す  
ことはできませんと書いてあるね、私もそのと

おりだと思うんです。しかし、前回のような失  
敗の請願には、前はなぜ失敗したのかという、  
主たる失敗の原因というか理由は何だとお考え  
になられているのかというのをまず1つ伺いた  
いと思います。

その原因があつてこそ、今回、請願事項に出  
ているようなところに私はつながっているんじ  
ゃないのかなと思うんですけれども、先ほど来  
の質疑に対する答弁だけ聞いてみると、実を言  
うと、最も重要な、前回何ゆえに失敗したのか、  
だから今回はどうしても失敗は許されること  
ではないんだから、このことが必要なのではない  
かというところに実はつながっていないんです  
よ、私はね。だから、請願には、前回は失敗し  
た主たる原因は何なのかというようなことにつ  
いて明解にお答えいただきたい。そんなたくさ  
んないと思うんです。

○滝瀬光一委員長 福村参考人。

○福村賢治参考人 白紙になった経緯に触れます  
と、行田市の市長が、私の傍聴した結果、思う  
ことは、約600億円という金額が出たときに、  
高過ぎると。それで、なかなか総額が出てきま  
せんでしたけれども、600億円というのは高過  
ぎると。この辺の予算の見直しを要求されまし  
た。行田市には、今、処理をしている土地との  
比較ということで見積りを出しました。一応、  
それが高いということで疑義が生じた場合とい  
うことでこれが白紙になったと、行田市が反対  
したので白紙になったと。その理由は、安養寺  
の農地というのが農地振興地で低湿地で、盛土

等をやって手を加えないと建設することができない。それで、その費用が多くかかるということにおいて建設費用が上がった。これも本当に見積りを取って費用が出たのかということも不明確というようなことで、予定していた費用より多くの費用がかかった。その要因は、盛土等の整地にある。600億円という金額が出ていますけれども、これは事業費も運営費も含めてということなんですけれども。建設に当たって、湿地だから重量物の建物を造ることができないということは今の技術ではないんですけれども、お金を出せば造ることはできます。ただし、周辺の道路については、地盤沈下は必ず起こります。設備のほうは、いわゆるつり橋をちょっと考えていただければいいかと思えますけれども、地盤が沈下しても設備を支えているものは浮いた状態で稼働することができますけれども……

○滝瀬光一委員長 参考人、簡潔にお願いいたします。

○福村賢治参考人 費用が大きくなるということが白紙になった要因だと考えています。そのためには、本当に、今の安養寺でいいのかどうかということを検証する必要があるということで請願を出しました。

○滝瀬光一委員長 工藤委員。

○工藤日出夫委員 白紙解消を提案したのは管理者なんだよね。

〔「そうですね。管理者ですね。」という人あり〕

○工藤日出夫委員 当時の議事録を読むとね。

今、請願人は、費用が高過ぎるから白紙になったんじゃないかという言い方をなさりましたけれども、その高過ぎる費用を決めたのも当時の管理者の人たちなんだよね。だから、そういうことから考えれば、自分で決めた建設概算費用が高過ぎるから、じゃ白紙にしますという言い方には、普通はならないですよ。それは。と私は思うんですよ。ですから、今、先ほど来お話しているように、本事業は前回のような失敗を繰り返すことはできませんとおっしゃっているわけですよね。これは私もそのとおりで思うんですよ。何回も何回も繰り返しているわけにいかないから。だけれども、この失敗を繰り返さないためには、前回の失敗は何だったのか。何で白紙になってしまったのか。6年間も検討して。何で管理者の鴻巣市長は白紙というふうに言わざるを得なかったのか。その不足のところが、請願者でどういう御認識を持った上で今回請願出されて、二度と失敗しないためにはどうするのかというのがもし請願事項だとすると、そこにどのようなつながりがあるのかなというのが、先ほど来ずっとお話聞いているんですけども、疑惑の問題だとかいっぱい出てくるんですけども、どうもひとつぴんとこないんで、お尋ねをしたんです。私は、当時、黒澤委員も、今いる湯沢委員も一緒にいたので、それぞれの人たちは、それぞれの思いは持っていると思います。私も持っています。持っていますけれども、それが全体の中の合意された白紙にな

った原因だということにはならないので、私はあえて申し上げません。腹の中には入っていませんけれどもね。申し上げませんが、少なくとも皆さんがこういう文章を書いてくるということは、皆さんの中では失敗した主たる原因が何なのかということがもっと明解にあるのかなということでお尋ねしたんですけれども、費用が高いということであれば、高い費用を提案した方が白紙ですと言うはずがないのかなと思っただけですけれども、それ以外には何かありませんか。なければもういいです。

○滝瀬光一委員長 福村参考人。

○福村賢治参考人 管理者が高い金額を出したということで、白紙を言い出したのは管理者だということは聞いています。ただ、行田市の市長が疑義を申し立てたのは、管理者が出してきた予算案が高いということをおっしゃったと認識しています。そこで、疑義が生じた場合の見直しを、検討をやるということで、この計画が進まない管理者が考えて白紙に持ち込んだのではないかと、これは私の憶測なので正しいことは分かりませんが、こういう憶測の基に、この安養寺の土地ということが白紙の要因になったのではないかと考えて、このような請願を出させていただきました。

○滝瀬光一委員長 工藤委員。

○工藤日出夫委員 15日の北本市の全員協議会の議論の中でも、どなたかが611億円について三宮市長に質疑したときに、三宮市長は、私もこの経過が極めて不透明で不自然でよく分からな

いような内容だったと答弁したんですね。私はそれはおかしいんじゃないですか。最後はまとめました。もし仮に611億円の概算の予算がおかしいということで、行田市の市長もそう思っていたということであれば、基本的に、この執行部って一体何だったのかなということになるんですよ。なぜかという、あの611億円は、三宮市長も行田市の石井市長も鴻巣市の市長も、いわゆる正副管理者会議で最終的に債務負担行為の金額として611億円のあの金額でいこうということを決めたから、当時、組合議会に報告されたんですよ。ですから、議会に提案されてしまってから、正副管理者の副管理者が、それはおかしいじゃないか。それで、三宮市長がどのように決めたのかよく分からない、不透明でというような言い方をしている。ということは、組織的にあり得ないじゃないですか、だって、福村さん。

皆さんの理解の仕方が、組織というものが、少なくとも正副管理者会議で決めた金額が、決めた後に、副管理者同士が、それおかしいよねってあちこちに言って歩くような話で、じゃおかしいじゃないですか、そういう受け止め方。違うんじゃないかと私はずっと聞きながら思いましたけれどもね。主たる原因は、多分そこも含めてだけれども、そういう話ではないんじゃないか、それだと組織的に成り立たなくなっちゃいますよ、だって。と思うんですけれども、もしそういう理解であれば、それはそれで構いませんけれども。私がそれ以上のことを申

し上げるあれはありませんから。ただ、間違いなく、あの金額は、正副管理者会議の中で決まった金額ですから、今になってからは、あれは高いとか安いとかと言うのは、それはそれぞれの個人的な見解だろうけれども、当時としてはそういうことではないから、そのことが主たる原因で鴻巣市長が白紙と申し上げたとは、私には理解できないということだけ申し上げて終わります。

○滝瀬光一委員長 ほかには質疑ありませんね。ちょっと1点だけ確認させていただいていいですか。

○湯沢美恵副委員長 滝瀬委員長。

○滝瀬光一委員長 請願事項の3番目だけ、1点だけ確認させてください。

○福村賢治参考人 はい。

○滝瀬光一委員長 脱炭素化社会の構築に向けて、本来であれば、これは埼玉中部環境保全組合で行うべき調査になると思うんですね。それをあえて北本市単独でバイオ処理を採用するための調査費を使ってやってくださいねという請願になっているんですけども、先ほど答弁の中で、あまりスケールメリットの効果はないから、構成市それぞれでやる、そうすると、運搬費なんか、経費の圧縮ができるから有利ではないかということでありましたけれども、その辺のいろいろ調査研究された中で、根拠を持った上での請願の3番目なのか、その辺について御答弁いただければと思います。

○湯沢美恵副委員長 福村参考人。

○福村賢治参考人 スケールメリットが少ないと考えているのは、トンネルコンポストは平面上に造りますので、廃棄物を処理する場所が集中すると、非常に広い敷地が必要だと。それを考えると、スケールが大きくなったからといって効率がよくなるというものでもないと考えまして、そうであれば、それぞれの場所で処理して少なくして軽くして運搬費を軽減する、それから、焼却炉の規模を小さくするという事で貢献するという事で各自自治体でそういうものを造って一次処理ということでやると。その先駆けとして、北本市が有効なそういう方式があるので、そのための調査ということで、事務局でやるのは、全体の量が決まったところで、それを効率よく焼却する設備を選択する、その中に横型炉とか縦型炉とかありますけれども、現時点では縦型炉のほうが効率がいいというようなことも出ていますので、それは事務局のほうで検討していただく。

ただし、そういったものがあるよという情報を流すのは、北本市から発信してもいいんじゃないかと、そのための研究調査ということが必要だと考えて、この700万円を使うことが有効利用になるんじゃないかということで出ささせていただきました。

○湯沢美恵副委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員長 埼玉中部環境保全組合において、北本市から、それぞれの構成市町で処理してから搬入するという一つの方法を提案するための調査費であると。最終的には、埼玉中部環

境保全組合のほう、構成している2市1町で足並みをそろえてということの理解でよろしいのか。

○湯沢美恵副委員長 福村参考人。

○福村賢治参考人 そのように展開できれば、よりコンパクトな焼却装置ということで、効率も、スケールメリットの逆になりますけれども、必要に応じたサイズでイニシャルコストを抑えることができるんじゃないかと。それから、運送費も抑えることができるんじゃないかということで請願として出しました。

○湯沢美恵副委員長 よろしいですか。

○滝瀬光一委員長 ええ。

それでは、質疑よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○滝瀬光一委員長 それでは、これをもちまして質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時10分

○滝瀬光一委員長 休憩を解いて再開いたします。

湯沢委員。

○湯沢美恵副委員長 できれば協議会なり開いて、皆様の議員間の議論を深めてから結論を出す方向にしたいなと私は思うのですが。協議会を提案したいんですけども、いかがでしょうか。

○滝瀬光一委員長 ただいまの湯沢委員の発言に對しまして、いかがいたしまししょうか、取扱いを。協議会に移行し、委員間討議という形で行いますか。

〔発言する人あり〕

○滝瀬光一委員長 では、そのような取扱いをさせていただきます。それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時27分

○滝瀬光一委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。湯沢委員。

○湯沢美恵副委員長 趣旨採択をお願いしたく、動議を提出させていただきたいと思います。

○滝瀬光一委員長 ただいま、湯沢委員から議請第6号 市民が納得する「新ごみ処理施設整備」に関する請願についての採決に当たって、趣旨採択とされたいとの動議が提出されました。賛成者を確認いたしますので、この動議に賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○滝瀬光一委員長 挙手2人です。

提出者を含めて1人以上の賛成者がありましたので、趣旨採択の動議が成立いたしました。

直ちに趣旨説明を求めます。湯沢委員。

○湯沢美恵副委員長 議請第6号 市民が納得する「新ごみ処理施設整備」に関する請願について、趣旨採択ということで、ぜひ皆さんに御理解いただきたいと思います。動議を提出させていただきました。

今回提案されています請願事項は、どちらかというところ行政側が行う事柄というような感じが受け取れました。なかなか議会の意思として行動できるものではありませんけれども、請願者

が新しいごみ処理施設の建設に大変お心を砕かれています、御心配をされているというお気持ちにつきましては、様々な御質疑の中で理解することができましたので、ぜひ、不採択というよりは、せめて趣旨採択というところで提案をさせていただきます。

○滝瀬光一委員長 趣旨説明が終わりました。

続いて、本動議に質疑のある方の発言を求めます。

[発言する人なし]

○滝瀬光一委員長 なしと認め、よって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

本動議に討論のある方の発言を求めます。

[発言する人なし]

○滝瀬光一委員長 なしと認め、よって討論を終結いたします。

これより本動議の採決を行います。

ただいま出されました動議に賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○滝瀬光一委員長 挙手少数であります。

よって、本動議は否決されました。

続いて、本請願の討論に入ります。討論のある委員の発言を求めます。

[発言する人なし]

○滝瀬光一委員長 なしと認め、よって討論を終結いたします。

これより本請願についての採決を行います。

本請願に賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手なし]

○滝瀬光一委員長 挙手なしです。

よって、本請願は不採択とすべきものと決定いたしました。

○滝瀬光一委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時 29分

再開 午前 11時 40分

○滝瀬光一委員長 休憩を解いて再開いたします。

再開は午後 1時といたします。

休憩 午前 11時 41分

再開 午後 1時 00分

○滝瀬光一委員長 休憩を解いて再開いたします。

日程第2、議案第64号 北本市営駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についての審査を行います。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

工藤委員。

○工藤日出夫委員 大変申し訳ありませんけれども、暫時休憩していただいで、ちょっと協議会に切り替えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○滝瀬光一委員長 工藤委員から協議会に切り替えてくれということでもありますけれども、協議会に切り替えてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○滝瀬光一委員長 それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時 01分

再開 午後 1時 40分

○滝瀬光一委員長 休憩を解いて再開いたします。

議案第64号について質疑のある方の発言を求めます。諏訪委員。

○諏訪善一良委員 では、お伺いしますが、

この第6条が駐車期間となっておりますけれども、この場合であれば、ちょっと3行目になりますけれども「168時間を超えない範囲内で利用する」としておけば一つの歯止めになると思うのですが「よう努めるものとする。」になってしまうと努力規定になってしまっているから、ここでも区切りがつかなくなると思うのですが、この辺のことは、なぜ、努めるに弱めた表現にしたのでしょうか。

それから、一応、第7条はいいとして、それを受けた第10条、これも、いわゆるできる規定で、この強制力ないと思うのですが。その、撤去勧告することができる条項であって、こう書いて、逆にもう、もう厳しく、めったなことはないけれども、撤去することと。勧告するについても勧告の必要性だけを説けばいいのであって、このできる規定ではなくて強めた表現にするべきではないかと思えますし、以下、第12条についても第13条と同じことが統一すべきではないかと思うのですがいかがでしょうかお伺いします。

○滝瀬光一委員長 関口課長。

○関口智明市民経済部副部長兼くらし安全課長

駐車期間を、7日間を超えない範囲、努力規定としたことについては、その後に利用があった場合……ちょっと待ってもらえます。

○滝瀬光一委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時44分

○滝瀬光一委員長 休憩を解いて再開いたします。

関口くらし安全課長。

○関口智明市民経済部副部長兼くらし安全課長

まず駐車期間を7日間に制限した場合、7日以降の料金が徴収できなくなるということがあります。仮にですけれども、10日後とくに回収に来た場合、料金を払っていただければそのままお返しすることは可能かなと考えています。そういった手続上の簡素化等も考えまして7日という努力義務とさせていただいております。

強制力についてなのですけれども、もっと厳しく書くべきではないかということなのですけれども、基本的に、財産を処分に関する根拠法令は行政代執行法のみとなっています。ですから、その行政代執行に至るまでの手続きを今回定める条例改正としておりまして、その行政代執行に行くまでの間にその前にもっと厳しく書いても、結局根拠法令がないもので、結果的に意味をなさなくなってしまうということが考えられますので、あくまでも最終的には行政代執行法に基づくための手続きを確定するための条例改正とさせていただいております。

〔発言する人あり〕

○滝瀬光一委員長 諏訪委員。

○諏訪善一良委員 今の答弁ですと、7日間で

10日間もあった場合はと言っているのですが、そしたらこういうような事例が想定されるなら

ば、それに対する手続きもつくっておくべきではないのでしょうか。

努力目標であるという、穏便に言えばいいのだけれども、守らない場合を想定しているのが大体条例、または法律だと思うのですよ。その備えが欠けているのではないのでしょうか。そうしないと、さっきも言いましたように、この第10条以降執行はできなくなるのではないかと。

今最後に、その法令がないからということなのですがけれども、ない分については条例を制定することはできないのですか。地方分権の中でそういうような自主的な条例制定を逆にできるのではないかと考えているのですがいかがでしょうか。

○滝瀬光一委員長 関口くらし安全課長。

○関口智明市民経済部副部長兼くらし安全課長

あくまでもその7日を超える手続というのはどういったことを想定しているかあれなのですけれども、あくまでも7日、期限を7日とするという条例になっていますので、7日を過ぎた場合にはうちのほうで勧告等手続きに移れるというものですので、そういった書き方をさせていただいております。

もっと厳しく書くということなのですがけれども、例えばなのですけれども、小山市とかでかなり、撤去を命じるとか、所有者等が判明しないときは撤去・保管し所有権が市に帰属すると書いているところが1つだけありました。このあたりについては弁護士と相談したところ、やはりそこは多分対応できないだろうという回答

をいただいております。

最終的には根拠法令が、先ほど言ったとおり行政代執行法にしかできないので、それ以上の詳しく書いてもそういった対応は結果的にできないと弁護士からも回答いただいております、その辺を相談した結果、努力というか勧告という形にさせていただいております。

○滝瀬光一委員長 諏訪委員。

○諏訪善一良委員 確かに弁護士も似たような意見があるわけですし、やはり、この、多くの市民の財産なのでですからみんなに守ってもらうということからすれば、いろいろな説があると思うのですよ。やはり一番は駐車期限をやはり義務化していかないと。こういう場合は、さっきも言ったように、例を挙げたように、そのような事前申告もらうとか制度を設けないと善意の利用者が利用できなくなってしまうし。余りにも長期間な駐車は、やはり多くの市民が使っている駅前の駐車場その他につきまして支障を来すのではないのでしょうか。いわゆる、市民全体の利益に反していくと思うのですがいかがでしょうか、その辺から。そういう側面からはいかがでしょうか。

○滝瀬光一委員長 関口くらし安全課長。

○関口智明市民経済部副部長兼くらし安全課長 事前申告もらうということでよろしいでしょうか。

〔「はい。」という人あり〕

○関口智明市民経済部副部長兼くらし安全課長 実務的に今の機械が、あくまでも機械的な管理

ということで事前申請をしているものではないことが1つあります。あと、機械についてなのですけれども、もっと長期間ということですが、他市の条例見ていきましたも大体5日か7日というところが多いところですが。うちのほうが利用者アンケートも実は取りました。駐車場止まっている方に。そうした場合は、期間は適当か、適当ではないという方がいました、何人も。なぜかということ、もっと短くしろということでした。そういったことを勘案しますと、やはり7日というのは妥当なあたりかなと思いますので、ある程度長期間駐車になると思われますのでこちらの日にちを設定しております。過去1年間を調べたところ、最長で16時間ぐらいということですので、北本市の利用形態からも7日を過ぎれば手続きに移れる妥当な期間かなと考えております。

○滝瀬光一委員長 諏訪委員。

○諏訪善一良委員 では、今のその利用者の意見聞いても、実は16時間以上ないのだから、厳しく7日以内でもきちんと設定すれば、次の工程が踏めるのではないですか。だから、そういう意味においては、第6条は少なからず、努めるものとするの部分があるために、次の勧告、また調査、その他に入っていけなくなってしまう部分があるので、この辺は、さっきも一番に聞いたのだけれども、努める条項にした理由にはならないのではないですか、逆に。今の答弁聞いていますと、逆に。実態がそれだけ短いのだし、16時間なんてもういないわけだし。いつも

思うけれども、その駐車場がほとんど満車状態、そして、一番端っこの西側にパトカー専用の車両が置いてあるのだけれども、今のああいう状況を考えれば、さっきも言ったように、市民全体が活用できるようにするためにも、こういうの短く期限を切っておくという必要がある、例外を認めるなら例外について例外規定をきちんと定めたらいいと。市民の誰もが利用できるよ、そういうような期間の均等、利益を受益できるところ思うのですがいかがでしょうか。

○滝瀬光一委員長 大島部長。

○大島一秀市民経済部長 北本市の条例でありますことから、北本市の、ある意味地域の実情に合わせた条例ということを目指したいと考えております。今実際に、先ほど課長が言いましたように、ここ1年間、最長16時間。当然、長く止める方は、基本的に1日を越える2日を越えるという方で、市のあの駐車場を利用する人というのはほとんどいないのではないかなというのを想定しております。近隣に、頭打ち24時間何百円といった駐車場がかなり幾つも、もう今できておりますので、当然最初から、7日を越えて置こうという人は想定されないのですよ。何らかの事情があってやむにやまらず7日を越えてしまった、そういった方に対して、あなた7日を越えたから違法ですよというのはちょっと言えることができないので、新たに、あくまでも7日を越えない範囲でお願いしたいという努力義務ですか、努めてくださいということで考えております。

ですから、7日を超えて、当然もう最初から7日、10日と止める方、よほどの何か事情があって北本の市営駐車場に止めなければいけないという場合か、もしくは悪意がある場合なので、そういった形で、今北本市で想定できる利用状態から考えると、努めるという形の条例で考えたということになります。

○滝瀬光一委員長 ほかに質疑ありませんか。

島野委員。

○島野和夫委員 この、今回の改正というか導入、設管条例を、これ新規ですかね……

〔「改正」と言う人あり〕

○島野和夫委員 改正か。

改正するに当たって、また、北本市においての過去の事例がこういった違法駐車とかそういった事例が、問題が発生した事例があるのかどうか、それが1つ。

また、こういった関連の条例、他の自治体に、近隣自治体においてはこういった条例、設置状況はどうなのか。3点目が、これは市営駐車場ですけれども、他の市内の公共施設の駐車場、例えば市役所、公民館、あと学校とかそういった公共の駐車場についての考えはなかったのか。この辺について3点お聞きします。

○滝瀬光一委員長 関口くらし安全課長。

○関口智明市民経済部副部長兼くらし安全課長 まず、改正するに当たって、北本市において過去にこういった事例が、これに該当する事例があったのか。北本市ではございませんでした。他市であった状況がありましたので、今回それ

が北本市で起きてはならぬと考えまして、今回改正のお願いをしているところです。

条例の設置状況につきましては、我々が確認して調べたところ、余り駐車場の期間を定めている、実際多くないので、全国的に調べたところ熊本市、北杜市、八王子市、神戸市、能美市、小山市の以上6か所を参考に、今回、我々としては作成させていただいたところです。今回あくまでも有料駐車場の撤去の規定ということで、10台と5台、数少ない駐車場の、不法に止められてしまうと市民のやはり利便性が下がってしまうので、今回駐車場の改定ということでやらせていただいています。市内の公共施設等については、こういった駐車場の期間とかの条例はないので、そちらについては、うちのほうではあくまでも駐車場だけということでやらせていただいているところです。

○滝瀬光一委員長 ほかに質疑ありませんか。

湯沢委員。

○湯沢美恵委員 まず、今までは7日間という期限は切られていなかったもので、当然、御利用される方々に、一応168時間超えない範囲内で利用するようお願いをするみたいな周知が必要になってくるかと思うのですけれどもどのような形で周知をするのか。当然、その場合、こうなりますよみたいな御案内までするのかどうかという点が1点と、7日間を超えました、この車というのは誰がチェックするのかについて。

それと、先ほど7日を超えても、例えば10日になっても代金を払っていただければ結構なの

ですよみたいな話がありましたけれども、であれば、7日を超えた時点で市がその利用者に払う意思を確認するという意味での「努めるもの」という文言のところにそれがかかるということなのかしら。払いますよという意思表示があれば催告等々には行かないということなのでしょうか。3点お聞きします。

○滝瀬光一委員長 関口課長。

○関口智明市民経済部副部長兼くらし安全課長

まず、市民のお知らせについてなのですが、駐車場に看板等を設けて確認できるようにしていきたいと考えております。状況確認についてなのですが、こちら7日間びったりというわけにはいかないのですが、例えば長く止まっている場合、機械のほうを確認すると、いつから止まっているという確認できますので、その段階で確認作業に入ろうと考えております。できましたら、駐車場事業者に委託ということも考えられるのですが、実態のないものに費用がかかってしまうのでこの辺がちょっと難しいかなと考えておまして、少なくとも、今ですと職員が機械を確認することによって時間の確認はできますので、長く止めていれば、例えば5日ぐらいで確認できれば2日後に確認に行くとか。7日を過ぎていけば過ぎていることが確認できますし、その段階で対応できればと思っております。7日を超えた時点で払う意思を確認できればということなのですから、最初に行うのが移動のお願いという形から入りますので、その段階で本人様からそういった申出が

あればそういった対応も可能かなと思いますので、できる限り我々としても催告、行政代執行という流れを望んでいるわけではありませんで、できる限り速やかに対応できればと考えております。

○滝瀬光一委員長 湯沢委員。

○湯沢美恵委員 そうしますと、まず周知については看板を示すということですが、それについてはあくまでも7日、要するに168時間を超えない中で駐車してくださいねというお願いなのか。それを超えた場合に、だから先ほど聞いたはずなのですが、撤去の催告とか撤去命令に至りますよ、みたいなところまで文言を書くのかどうかということについてお聞きしたいのと、あとは、チェックをするのは駐車場の委託業者だと料金が発生する可能性があるから、職員が確認するということは、変な言い方ですが、ほぼ毎日のように確認に職員が行かなくてはいけなくなってしまうのではないかなという懸念があるのだけれども、それはどのように進めていくのか。職員が行って確認できるようにするのかということについてまでやっているのだろうか。

○滝瀬光一委員長 関口課長。

○関口智明市民経済部副部長兼くらし安全課長

今回の条例で定めて、期間ということで、看板としては7日間の期間だけでもお知らせをしていく予定でした。その期間を過ぎれば、あくまでも期限を示していますので、その後の手続きは内部手続で対応できればと思っております。

余り細かく書いてしまうと逆に見づらくなってしまふのかなと思いますので、確認についてなのですが、実際始まって、一番いいのが、月に1回、委託先の事業者が料金を徴収してくれるのです。その段階がお知らせしてもらえれば一番効率がいいなと思っています。ちょっと毎日行くのは現実的ではないので、その段階で教えてもらえるように、ちょっと業者のほうと今調整をしているところです。もしそれがかなわない場合なのですが、そうした場合は、2週間に1回程度職員が行って確認する。現実的にはするようになるかなと考えております。

○滝瀬光一委員長 湯沢委員。

○湯沢美恵委員 そうすると、確認が、業者が月に1回、料金のあれで行くということになると、ぎりぎり変な言い方だけれども、確認に行ったらすぐ後に止めた場合、1か月止め放題という場合もあるし、2週間に1回職員が確認であれば、1週間ではなくてやはり2週間というマックスの場合も考え得るわけだから、そうするとこの168時間というのが全く意味をなさなくなるのではないかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○滝瀬光一委員長 関口課長。

○関口智明市民経済部副部長兼くらし安全課長 うちとしましては、あくまでも168時間を過ぎたら移動の手続きに移れるということを考えております。ですから、168時間ぴったりですぐ対応するというのではなくて、過ぎている場合には勧告、撤去命令等に移れるということ

書いておりますので、あくまでも長期間駐車を防ぐということが目的で、その7日びったりで対応していくということではなくて、あくまでも、何かあった際に対応できるような条例としてさせていただいているところです。

○滝瀬光一委員長 ほかに質疑ありませんか。  
工藤委員。

○工藤日出夫委員 撤去勧告がまず1つ最初にあつて、その勧告に従わないときには撤去命令を出す、手順としてはね。退去命令に応じなかったときには行政代執行等の強制執行をしますよというのは、答弁としてはあるのだけれども、条例上の中に言ったら退去命令で撤去を命ずることができるというところで終わっていて、次の措置についてはどうするのかというのは一切書かれていないのだけれども、それでいいものなのかどうかというのがまず1つ。

それから、第13条の関係機関等という、関係機関等というのはどういう場合にどういう相手を想定して関係機関等の中にとというのは何が含まれているのかという2点、ちょっとお尋ねいたします。

○滝瀬光一委員長 関口課長。

○関口智明市民経済部副部長兼くらし安全課長 まず、強制に執行することについて条例にうたわなくていいのかということなのですので、こちらについても法規担当、弁護士とも相談した結果、あくまでも行政代執行法を基に撤去の依頼に行きますのでそこまで書かなくても対応できるということでした。

もう一点が、関係機関等に何が含まれるのかということですが、こちら、陸運局事務所、もしくは軽自動車検査協会ですね、あと警察署ですね、所有者が不明とか不審だった場合に警察署と連携して対応することになると思いますので警察等を考えております。

○滝瀬光一委員長 工藤委員。

○工藤日出夫委員 命令を出す段階で、次の措置としては強制代執行等のことについてはそれは別の法律で定められているので、特にここに明示する必要はないというような今答弁でしたが、勧告、命令があつて、その次に、命令に応じない場合には法令に従って何とかの措置を取るとかというような文言というのは書かなくてもできるということではできるのだろうけれども、そういうような条項を設けるということについては、その必要性についてはないという認識でよろしいのでしょうか。

○滝瀬光一委員長 関口課長。

○関口智明市民経済部副部長兼くらし安全課長 市長の撤去勧告及び命令によりまして、所有者等の撤去命令に基づく義務違反に当たると。それを基に行政代執行法を活用して対応していきたいと考えておまして、今回の場合記載しなくていいと考えております。

○滝瀬光一委員長 ほかに質疑ありませんか。

黒澤委員。

○黒澤健一委員 ないと言えない、あると言えはある。やれと言われればやる。いずれにしても今回は、駐車場に長期間放置した自動車をど

うやって対応するか。最終的には行政代執行へどうやって渡していくかということの流れの中の条文の精査だとは理解しているのですが、中仙道の拡幅に関して行政代執行で対応した事例がありますけれども、あれも根本は土地売買の関係、都市計画道路の拡張に関わる土地売買の関係で協力を得られないということで行政代執行法が適用されて、それに移行されたとなっておりますから、委員が心配して、撤去命令だけでいいのか、代執行法のところまで行き着く文面が必要なのかというようなことがあるように思いますが、それは法律のジャンルというか範囲でそういうことなのだろうということで認識はしているのですが、そのとおりでよろしいかどうか。

それから、第11条、第12条の撤去勧告、撤去命令に関しては具体的にどのように対応をするのか。要するに、撤去勧告して1年経ってから撤去命令を出すのか、あるいは、その期間がその間にどのくらいに対応するのかというのは条文にはないわけですが、具体的に方向としてはどのようにお考えになっているのかお示しをお願いします。

それから、第10条の関係で、必要な事項はこれから要綱をつくっていくというお話でしたけれども、これが、その期日を過ぎた期間延長の自動車に対するまず最初の作業ということになるのでしょうか。具体的に言えば、持ち主が分からないわけだから電話もかけようがないし何もしようがない。あるいは車に、もう期間

が過ぎていますよというような、条例違反になりますよというような事前の行動、作業というのは考えているのかどうかというのはどうなのでしょう。そのくらいですね。

○滝瀬光一委員長 関口課長。

○関口智明市民経済部副部長兼くらし安全課長  
最初のところは黒澤委員のお見込みのとおりだと思っております。第11条、第12条の撤去勧告、撤去命令をどのようにしていくのかということですが、こちらは、まだ期限まで詳しく詰めているところではないのですけれども、第11条、第12条、撤去勧告、撤去命令ですが、こちらも文書で通知を出したいと考えております。放置自動車撤去勧告書と放置自動車撤去命令書、こちらを通知していききたいと思います。

期間はどのくらい1度でいいのか2回すべきなのか、ちょっとこの後もうちょっと詰めたいとは考えておりますが、そういった手続きを取っていききたいと思います。最初の第10条についてですけれども、第10条は移動のお願い、移動依頼証書としまして、シールとか磁石のようなもので車に貼付けさせていただきまして移動をしていただきたいというものを車に掲示したいと考えております。

○滝瀬光一委員長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 それはあれですか、必要な事項を記載した標章とイコールなのですか。今のやりたいとした告知、案内の内容については、この第10条の条例に基づいた、必要な事項を記載した標章になってしまうわけですか。それとも、

その事前にそういった形で事前対応する方向を考えているのかどうかということについてはどうでしょう。それから、期間、勧告と命令、撤去の勧告と命令の期間についてはこれから詰めるというようなことですが、余り間延びしたような状況にはならないのかなとは思いますが、やはりある程度の勧告と命令の間に、納税やなんかでも猶予の問題やなんかでいろいろあるのと同じように、ある程度の期間、間隔は必要なのかなとは認識しているのですけれども、考えられるその期間についてはいかがでしょうか。代執行への手段としてここにありますよ。そして、これどかしてください。どかしますよ。それで代執行しますよということを今回の条文の中で対応していますけれども、実際に、今まで市営駐車場で利用者の利用の状況で1週間を超えるような事例、これは具体的に把握をしているかどうか。これはなければならないと言うだろう。

○滝瀬光一委員長 関口課長。

○関口智明市民経済部副部長兼くらし安全課長  
第10条についての対応なのですけれども、こちら、先ほど言った移動のお願いとして、7日間超えているので移動をお願いするというもので対応できればと考えております。続いて、命令と勧告の期間なのですけれども、これ、ちょっと、実際7日を過ぎたらお願いするということでも余り長くする必要はないかなと考えておりまして、確定したいのは2週間ぐらい確保できればある程度対応できるのかなと考えております。

もうちょっと、1週間なのか1か月なのか調整したいと思っておりますが、おおむね2週間ぐらいが目安かなとは思っております。市営駐車場でこういった条例に該当する、条例に違反する駐車があったのかということですが、今までございませんでした。

○滝瀬光一委員長 勧告から命令まで2週間。

○関口智明市民経済部副部長兼くらし安全課長

勧告で出した日から2週間後ぐらいまでに返事が来るような期限を設けて出したいと思っております。それが来ない場合、もう一度、今度命令で2週間後ぐらいまでに対応来るようなそんなイメージで。

○滝瀬光一委員長 大島部長。

○大島一秀市民経済部長 補足させていただきます。

勧告から命令までの期間というのは、先ほど黒澤委員がおっしゃったように、猶予とかそういう相手とのやり取りの中で状況が変わってきますので、その勧告、命令の間の期間については特に決まった期間は考えておりません。その状況によって、例えば、相手と交渉というか協議、そういったものがあっている中で無理に命令まで持っていくということとはできるだけしたくないと思っております。行政代執行法の命令ということになりますと、これ空き家の関係の条例のときに少しあったのですが、行政代執行を前提として命令は出すというような解釈になっておりますので、本当に行政代執行を市がやるという意思決定をするというのを前提に命令というものは出すものだ、ほかの条例のと

きにそういった、指南を受けたといいますが、そういうことを勉強しましたので、そういった形に今回もなるのかなと考えております。

また、行政代執行にもし予算がかかるとしたならば、補正予算なりそういったものも取らなければならないということも想定されますので、その勧告から命令までの期間については特に、ケース・バイ・ケースになるからと考えております。

○滝瀬光一委員長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 条例の制定ですからきちんとした条例をつくって対応しなければいけないと、いろいろな点で気づいたらまた修正をしていくというのも、それもまたできるわけですが、現在、執行部が考えている駐車場のその行政代執行に至る、その一つの方向として、これもつくっておかなければ、いざというときには対応できないわけですから、それはそれで理解できますし、現在実際に利用している市民の皆さん方が、そんなに長く借りている事例もないということですが、この辺も注意深く観察しながら対応を図っていただきたいなと要望をさせていただきたいというふうに思います。

○滝瀬光一委員長 ほかに質疑ありませんか。

工藤委員。

○工藤日出夫委員 黒澤委員が最後に要望されたところがみそだと思うのだけれども、僕はいつも条例や法律を制定する場合に、諸外国に比べて性善説に立つてつくっているのか性悪説に立つてつくっているのか。性善説に立つてつくっ

ているとすれば、今回の条例は期日だけ定めるだけでよかったのではないのかと。性悪説に立ってもしやるのであればもっと具体的に、問題がきちんと、ある一定の期間の中で処置できるような形のをきちんと定める必要があるのではないか。先ほど中仙道の代執行の話もありましたけれども、代執行するまでに何十年かかったか。だから、代執行というのはそう簡単には先ほど、何か、空き家のときには簡単にできるみたいな条例の解釈していますよと言っているけれども、結局行政の裁量権の中で言ったら、代執行に決断するなどという話は、そう簡単な話では、実は多分ないのだと思うのです。だから、それだけに性悪説に立ってつくっているのか性善説に立ってつくっているのかというのが日本の法令のつくり方の中の、僕はいつもそのところが曖昧なままになっているような気がする。だから、むしろこの条例も、どちらかというところ規定になっているから性善説に立っているとするならば、少なくとも施行規則か何かの中ではきちんとしたものを具体的に定めておいたほうが、私はやりやすいのではないかと思いますけれどもね。それぞれの担当者が代わる度に、市長が代わる度に、その行政判断の中でやりますよと言うと、それはやはり条例はいつだって骨抜きになってみたり恣意的に解釈されてしまったりする可能性があるから、少なくとも、それが条例上盛ることが難しければ規則の中できちんと具体的な問題を定める必要があるのではないかなということ指摘して終わ

ります。

○滝瀬光一委員長 ほかに質疑ありませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時22分

○滝瀬光一委員長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

今関委員。

○今関公美委員 もう皆さん、ほとんど聞かれて

しまったのですけれども、先ほど6か所の条例を参考にしてつくったということなのですけれども、例えば民間のこういう貸し駐車場でこういったことがある場合の、民間のこういうというのは調べたりとかしたのか。参考にしたりとか、全く、全然調べたりとかも、何か見たりとかもしなかったのかどうなのかそこだけちょっとお願いします。

○滝瀬光一委員長 関口課長。

○関口智明市民経済部副部長兼くらし安全課長

今回、公営駐車場なので公営のものだけを参考にしまして民間のほうは参考にしておりません。

○滝瀬光一委員長 ほかにありますか。

ちょっといいですか。

○湯沢美恵副委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 先ほどの質疑の中で、関口課長の答弁で、この駐車場については設管条例持っているからこの駐車の間定めるということでありましたけれども、先ほど島野委員がおっしゃるように、文化センターであるとか庁舎敷地内の駐車場とかも同様の長期間の駐車というの

は起こり得ることだと思ふのですよ。それをなぜこの設管条例持っている駐車場だけ改正して条文の中に入れていくのか。先ほど来て、今までで最長で16時間ということで答弁ありましたし、この改正の必要性、神戸市の事例があったにしろ、なかなかその必要性というのは感じないのですけれども、その辺を答弁いただければと思います。

○湯沢美恵副委員長 関口課長。

○関口智明市民経済部副部長兼くらし安全課長  
うちのほうが所管する条例が駐車場のみということであちのほうからは駐車場を出させていたでいております。管理している部門ともちよつと話したのですけれども、今回あくまでも神戸市の事例を基に駐車場条例だけ改正するというで、今回、狭い駐車場、駐車場台数が多いので、そういったことも勘案しまして駐車場条例とさせていただきます。

これは、万が一止められた場合に何もできない、規定がないと何もできなくなりますので、本当に万が一を考えて今回の条例を改正しておいたほうが、長期間止められた場合に対応しやすい、できるということで今回変えさせていただきます。

○湯沢美恵副委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 担当課が違ふと言われればそこまでなのですけれども、この庁舎敷地内の駐車場だとか公有地に、同じように車長期間放置される、そういったときに対応はどうなっているのでしょうか。今まで長期間放置された事例

があろうかと思うのですけれども、その辺含めて、そのときどのような対応をしたのか。

○湯沢美恵副委員長 関口課長。

○関口智明市民経済部副部長兼くらし安全課長  
市民経済部のほうではそういったことは把握しておりません。

○滝瀬光一委員長 それでは、これをもちまして質疑を終結いたしたいと思います。よろしいですぬ。

〔「はい」と言う人あり〕

○滝瀬光一委員長 続いて討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○滝瀬光一委員長 討論がないようですので討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第64号 北本市営駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○滝瀬光一委員長 挙手全員であります。

よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は14時45分といたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時45分

○滝瀬光一委員長 休憩を解いて再開いたします。

日程第3、議案第66号 北本市手数料条例の一部改正についての審査を行います。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

今関委員。

○今関公美委員 ということと、あと、手数料は市町村に災害リスクに配慮する認定基準の追加で、頻発する豪雨等でがけ崩れとか、いろいろなことを説明受けたんですけども、北本市の場合というか、この認定基準の決め方というのは、何かを基にした決め方があるのかよって違うのかどうなのかという、2点お願いします。

○滝瀬光一委員長 清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 まず、災害の関係で、北本市の基準があるかという御質疑ですが、北本市で該当するとすれば、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域での認定基準となりますが、具体的な認定基準につきましては、国、県の方針がまだ出ていませんものですから決定できませんが、基本的な考え方としまして、必要な措置を講ずる場合について認定していきたいと思えます。続きまして、手数料につきましては、埼玉県全体で手数料について定めていますものですから、近隣につきましても、同様の金額で対応していくと聞いております。

○滝瀬光一委員長 今関委員。

○今関公美委員 手数料は、埼玉県でということ、県内統一ということていいんですか。

○滝瀬光一委員長 清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 ええ、県内統一ということでございます。

以上です。

○滝瀬光一委員長 ほかに質疑ありませんか。

黒澤委員。

○黒澤健一委員 附則の条例、令和4年2月20日から施行する、この根拠について御説明ください。それと、どこの部分だかちょっと分かんないんですが、6,000円を8,000円にする、一戸建ての住宅かな、新築の場合、これ、値上げだとは思いますが、値上げに反対する、消費税反対、いろいろありますけれども、この根拠、6,000円を8,000円にした根拠、説明では、災害リスクの手数料問題云々というお話をいただいたんですが、御説明をいただきたいと思えます。

それと、長期優良住宅地の実績は、令和2年度で56件の実績であったということですが、審査日数等の関係で56件、それで、過去の平均だと47件ということですから、最近新築の住宅が増えているのかなとは思って理解しているんですけども、この1件当たりの審査日数はどのぐらい、そちらで必要としているのか。時間の関係で、そのぐらいにしておきます。

○滝瀬光一委員長 清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 御質疑にお答えします。まず、1点目の令和4年2月20日になぜ施行するのかということの御質疑ですが、この法律の改正が、令和3年5月28日に改正法が公布されました。公布されてから9か月以内に施行することとされている規定の期日が令和4年2月20日としますことから、この日にちになり

ました。2つ目の御質疑についてお答えいたします。

ちょっとすみません。

○滝瀬光一委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時52分

○滝瀬光一委員長 休憩を解いて再開いたします。

清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 2つ目の質疑についてお答えいたします。

事務の日数については、実際に受理してから決裁等ございまして、1週間から10日程度で認定の処理をさせていただいています。続きまして、3つ目の質疑についてお答えいたします。

1件当たりの審査の時間なのですが、時間と言いますと、1件あたり約180分でございます。

○滝瀬光一委員長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 この審査は、行政がやるの、民間の何か資格を持った人が審査をやるとか、そういう種別みたいなものはあるんですか。行政サイドが全て対応するんですか、一戸建て住宅の場合は。それから、6,000円を8,000円にした根拠が、まだ答弁漏れだった。災害リスクの手数料分とかっていう説明があったんだけど、それが正しいのかどうかというのを含めて、どうですか。

○滝瀬光一委員長 清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 6,000円を8,000円に値上げた根拠としまして、審査項目が今回、災害対応、あるいは居住環境、住戸面積の

審査項目が増えたことによりまして、金額は増えてございます。

○滝瀬光一委員長 もう一つは。

○清水孝良都市計画政策課長 審査機関につきましては、登録制の評価機関で技術的な性能評価、長期優良の構造の評価等を行いまして、それを民間機関で行いまして、その後、住戸面積、居住環境、災害配慮審査事務を、市で行います。

○滝瀬光一委員長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 そうすると、この手数料は市に払うの、それとも業者に払うの。印紙で払うんですか、現金ですか。

○滝瀬光一委員長 清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 こちらの手数料は、現金で市に支払います。

○滝瀬光一委員長 ほかに質疑ありませんか。なければ、ちょっと1点だけ確認。

○湯沢美恵副委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 認定の手續きの合理化ということで、住宅性能評価を行う民間機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施できることになったわけですがけれども、これに伴って、昨年度、令和2年度56件の申請があったわけですがけれども、その辺の市への申請件数の影響は、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○湯沢美恵副委員長 清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 単純に、昨年度含めて年間50件程度の申請が出た場合について、やはり事務の負担がかかりまして、職員の事務

の処理のための負担がかかるかと思ます。

○湯沢美恵副委員長 山崎部長。

○山崎 寿都市整備部長 実際、認定自体は市の業務になります。民間では認定まではしません。市で認定をするということで、件数的には、これまでどおりの平均値で、前後するかなと思われれます。

○滝瀬光一委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○滝瀬光一委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○滝瀬光一委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第66号 北本市手数料条例の一部改正について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○滝瀬光一委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、日程第4、議案第69号 公の施設の指定管理者の指定についての審査を行います。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

今関委員。

○今関公美委員 管理する公園の数は、今回変化は、増えるのか、減るのかとか、そういう変化

は、数はあるのでしょうか。あと、指定管理料なんですけれども、現在と今度新しく指定管理料の変化、金額の変化はありますか。

○滝瀬光一委員長 清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 公園の数ですが、今回の指定管理に伴いまして、95公園でして、前回より4公園増えてございます。

続きまして、今回の指定管理料につきまして、5年間の指定管理料について、現在第4期の指定期間管理中でして、この5年間の指定管理料が、平成29年度から令和3年度までで6億3,657万円です。今回提案されました事業計画による指定管理料、令和4年度から令和8年度につきましては7億8,947万円です。金額にして、約1億5,000万円の増でございます。

○滝瀬光一委員長 今関委員。

○今関公美委員 金額が1億5,000万円ぐらいの差額があるということなんですけれども、その理由について、人件費的に増えているのか、4つの公園が増えたから、それに伴って人件費が増えたのか、こういった理由なのか教えてください。

○滝瀬光一委員長 清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 今回の提案につきまして、事業計画を検証しましたところ、人件費、あるいは植栽管理費、おのおの年間1,000万円程度ずつ増えているのが、主な要因でございます。

○滝瀬光一委員長 今関委員。

○今関公美委員 この人件費に関しては、専門家の人が増えたんですか、それとも人数的に増え

たとか、何か人件費のアップの理由をお教えください。

○滝瀬光一委員長 清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 人件費につきましては、やはり5年間で最低賃金が10%程度増えているという根拠も含めまして、体制含めて人件費が増えていると聞いてございます。

○滝瀬光一委員長 ほかに質疑ありませんか。

島野委員。

○島野和夫委員 この指定管理者ということで、よりよい市民サービス、そして、ある程度のそういった競争原理を含めた制度だと思いきけれども、入札状況はどうであったのか、確認させていただきたいと思います。

○滝瀬光一委員長 清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 今回、公募という形で募集はしたんですが、応募者が1者でございました。

○滝瀬光一委員長 島野委員。

○島野和夫委員 この公園の施設について、過去に北本市を東西に分けて2か所で管理をお願いしてきた歴史がありますけれども、指定管理者制度の趣旨からいうと、やはり何者か応募があって、よりよい市民サービスにつながってくると思うんですけれども、なぜ応募が1者だけだったのか、その辺の要因についてはどのように考えますでしょうか。

○滝瀬光一委員長 清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 第3期の平成26年度から平成28年度について、2者で指定管理、

東西に分けて指定管理を行いました。その結果、経費が増加したということで、平成29年度から1者という形で、1,000万円程度削減された状況です。今回につきましても同様な形で、1者で募集をかけたのですが、本来であれば、複数の業者が応募されて、その中で選定していくというのが本来の形だと思うんですが、実際、今候補者、地元の矢口造園については、当初平成18年度から16年程度、北本市の指定管理としてお願いしているわけですが、新規参入するに当たりまして、例えば、予約システムとかそういった初期投資なりがかかる関係で、なかなか新規参入が難しいということも考えられます。いずれにしましても、新たな業者が参入できるような形を、これから検討していく必要があるかと考えます。

○滝瀬光一委員長 島野委員。

○島野和夫委員 今答弁がありました、新規の参入がなかなかしづらい状況が、この予約システムの関係にもあるんじゃないかという答弁ですが、これは、会派の議案調査の中でも議論がありました、今、市内の公共施設の予約システムを活用して、こういったものを、その範囲を広げることによって、新規参入がしやすくなるんじゃないかという考え方もできるのではないかなと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○滝瀬光一委員長 清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 やはり新規参入ができるようなハード面なりを市が検討して、市

外の業者含めてあらゆる団体が応募しやすいような環境づくりを、今後検討していく必要があると考えます。

○滝瀬光一委員長 ほかに質疑ありませんか。

諏訪委員。

○諏訪善一良委員 これ、たしか契約が5年と聞いているんですが、3年と5年で違う部分ですね。ある面においては、今、質疑出ていたように、いろんな業者に参加してもらおうという面から見れば、期間を短くしたほうがいいんじゃないかという気がしております。それ、1点目。

2点目は、公園等非常に、例えば、規模とか、またはいろんな設備があった場合の部分と、ある程度そのように分けていくことによって、入札のハードルを低くして、例えば、シルバー人材センターを使えばいいのかなと思うんですが、その辺は検討されたでしょうか。

それから、あと、公園ごとの単価を示さないと、そういう業者の参入も難しくなるし、分け方を、西、東と分けるだけじゃなくて、そのような分け方は検討しなかったのでしょうか。もししなかったとするならば、なぜなのかお伺いいたします。

○滝瀬光一委員長 清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 まず、指定管理期間の3年から5年につきましては、5年とした理由としましては、公園の施設管理等に使用する機械、草刈り等の機械のリース契約や、備品購入といったものを含めた時間的なスケールメリットを考慮しますと、やはり長い期間、

5年間の望ましいと考えまして、5年といたしました。

2つ目の質疑ですが、規模、設備等を含めてハードルを低くしてというお話ですが、実際、シルバー人材センター等の活用についてですが、こちらにつきましては、やはり今後、公園でも大きい公園、小さい公園がある中で、大きい公園については指定管理、それ以外についてはシルバー人材センターという検討も、今後必要かと思えます。また、公園ごとについて、指定管理、あるいは違った団体につきましても、併せて今後検討してまいりたいと思えます。

○滝瀬光一委員長 諏訪委員。

○諏訪善一良委員 今回の答弁ですと、3年から5年にしたと、機械というか草刈り機械等、また備品等で良いと考えたというのは、正直言って、発注する側の指摘じゃなくて、受注する側の立場からして、やっぱり市民の税金を使っている以上、そういうような受注する側のメリットだったら3年でも5年でもいいし、その中でできる能力、やっぱり競争ですから、ちょっと説明としては足りないと思うんですけれども、そのメリットは、業者の立場で考えたわけですか、3年から5年に延ばしたという理由は。または4年とかという、そういう選択肢もなかったのか。例えばの話が、選挙は4年ですけれども、そうすると、それをまたいいじゃいますよね。だから、そこまで行政側が受注者側の立場を考えないで、もっと、自由競争なんだから、やるべきじゃなかったかということ、もう一度追加

して、答弁できたら言ってください。

2番目の、公園の木も非常に大木だったりとか、また、いろんないわゆる遊具とか施設があったりして、やっぱりランクがあると思うんですよ。いわゆる管理をしやすい規模とか、管理がしやすい公園とかという部分ですね。そういうのは検討しなかったのかということについては、ちゃんと答えていないので答えてください。であれば、例えば、シルバー人材センターとか、または、そう言っちゃあれだけど、中小の業者も入りやすくない。そのほうが、さっき言ったように、1番目に言った、多く業者に対して参入チャンスを与えることができ、このほうが、市民利益に結びつくんじゃないかと思っております。

3番目の、公園ごとの本来単価を出さないと、または、1つのところでも、A、B、Cぐらいの3つのランクに分けて、そしてやれば、そういう専門的な業者も入ってこられるだろうし、それから、やっぱりハードルを下げることによって、そういう仕事を、市内の業者の育成にもつながっていくと思うんですが、その点は検討されましたか。いかがですか。

○滝瀬光一委員長 清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 先ほどの3年から5年という指定管理期間につきましてですが、こちらにつきましては、5年という期間を選択した理由としましては、新規参入に際しても、3年間ですとやはり新規参入もしにくい。実際の従業員を抱えた団体なりが安定した職員を確

保するためにも、やはり3年ではなくて5年、新規参入に関して3年よりは5年とこちらの方は考えまして、5年といたしました。

2つ目の質疑ですが、大きな公園、小さな公園、それについて、実際中小の業者が入るような形のものを検討したかといいますと、今回につきましては検討してございません。今後につきましては、やはりそういったものを含めて検討してまいりたいと思います。

3つ目の質疑ですが、公園ごとについて、どのぐらい管理料がかかるかというものを決める形の検討につきましても、実際、全体で指定管理料の中でお願いしているものですから、市でこの公園に幾らという数字について、今後つかんでいく必要はあるかと思しますので、今後検討させていただきます。

○滝瀬光一委員長 諏訪委員。

○諏訪善一良委員 今の答弁だと、何か知らないけれども、従業員の安定とか言っているんだけど、そういうので、これ、たった1者だけですよね。もっともっと市民の側に立った、競争を促し、そして、ある面については、2番目、3番目、4番目の業者も育てるという視点、全くないんじゃないですか、それじゃ。その点については、やっぱりそういう努力をしてこなかったのかなと。ちょっと市民のサイドに立った視点じゃないなと思いますが、もし反論がありましたら、言ってください。

2番目、今みたいに大、中、小、そういう分け方をしていなかった理由というのが、さっき

していなかったということなのですが、なぜしてこなかったのかの答弁になっていないと思いますが、そういう視点がなかったのかなとは思っているんですけども、やはり市民利益という点からすれば、そのように、どうしてもこういうのはこの機械がなきゃならない、こういうような経験がなきゃならないというのがあって思うんですよ。してこなかった、していないということなので、してこなかった理由はありますか。ちゃんと、さっき答弁になっていないので、お聞きします。

3番目なんだけれども、これだけ、95件、今年は4件増えたという話をしていましたけれども、これはやっぱり、規模、面積その他からいって、全部じゃなくて、そのように分けることによって、参入して、そして管理の品質、それから、いわゆる業者の育成にもなると思っているんですけども、今のと、今後の検討ということだったんですが、検討じゃなくて、きちっとそれを行うべきじゃなかったんですかね。これも、ある意味で、もし反論があったら御答弁ください。提案でもありますけれども。

○滝瀬光一委員長 清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 やはり公募という形を取った以上は、おっしゃいましたとおり、複数業者が応募されて、その中で選定していくというのが本来の形だと思いますが、今回1者だけの公募ということですので、実際複数業者が公募できるような形をやはり考えていく必要があると考えております。

2点目につきまして、大、中、小という形で規模を分けた形の管理、これにつきましても、今までそういった形で細かく大、中、小の公園で分けての管理ということを検討してございませんでした。今後、大きな公園と小さな公園、それらを分けた形で、管理について、実際の他市の事例についても聞きながら、検討してまいりたいと思います。

○滝瀬光一委員長 山崎部長。

○山崎 寿都市整備部長 5年にしたということだとか、先ほど言ったようなそういうスケールメリットということで、業者に有利なというような御意見ございましたけれども、これらにつきましては、これまでも複数社の応募が見込めなかったというところもありますので、そういった観点からも、参入しやすいように、そういった、ある程度業者が飛びつきやすいような方法として採用してきたということでございます。

それから、また、小さなところを個別に管理していくという御提案ございましたけれども、そういった形がもしもできれば、確かに新たな参入者の育成という面ではいいことだと思いますけれども、一方では、先ほども説明しましたが、東西2つで委託をしていた時期がありましたけれども、やはり個別にやってしまうと、どうしても経費が高くなってしまいうというデメリットもございますので、今後ちょっとそれらにつきましても、いろんなケースを想定しながら、我々のほうも研究させていただきたいと考えております。

○滝瀬光一委員長 ほかに質疑ありませんか。

黒澤委員。

○黒澤健一委員 指定管理者の契約を結ぶということで、令和4年度から令和9年度まで7億8,947万円、前回の5年に比べて1億5,000万円の増ということで説明がございました。債務負担行為を当然組まなきゃいけないわけですが、債務負担行為の総額はこれでいいとしても、年度別に先ほど人件費だとか植栽費とか、増額要因があるという話を聞いたんですけれども、年度別の経費、金額みたいなのは、5年分で7億8,947万円になると思うんですが、それは数字として出ているかどうかというのが1つ。

それから、植木屋、かなりこだわりの人が多くて、年寄りが多くて、ヤングがなかなか少なくなってきた、さあこれでどうするんだ。じゃ、北本市内の植木屋さんだけでなく、上尾も、あるいは大宮も全部やるんだといえば、今度そっちへ決まれば、何で北本の行事を市外の業者に頼むんだというような意見も出てくることは、当然想定できますけれども、そのように考えていくと、市内の中でこういった業者を育成していく、あるいは力強く成長していただく、そういった願望も必要なのかなと思っているんです。

諏訪議員もシルバー人材センター、シルバー人材センターに刈らせた植木を、今度は本職の植木屋にやったら、悪いけれども手がつけられない、誰がこれやったんですかって。だから、刈りゃいいというものでもないし、そういった中でいろいろな技術というか、さっきも技術の

話出てきましたけれども、そういうものもあるということ を考えると、私はしっかりした積算根拠があつて契約ができるのであれば、それは、どこであつてもいいのではないかと。特に市内の業者ならいいんじゃないのかというのは、私の希望です。そういう中で、やはり技術的に指定管理者として評価しているのかどうか、その辺はどうなのかということをお尋ねしたいと思います。それと、過去5年間やってきたわけですから、やってきた中で、公園の中で事故がありましたとか、あるいはトラブルがあったとか、そういうような事例というのは整理してあるのかどうか、その辺についてはどうなんでしょうか。とりあえず、それでいいです。個別の公園の内容は聞きません。

○滝瀬光一委員長 清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 今回提案されました事業計画、指定管理料の合計額は7億8,947万円でございます。こちらの5年間の事業計画の中に、実際人件費、植栽管理費、細かい経費を含めての事業費が積算されています。こちらにつきましては、過去のものを含めて、今現在、金額について検証しているところでございまして、実際、債務負担行為がこの金額上限でございまして、今後この金額について検証して、金額については最終的にこれよりは下げていく方向で、協議している最中でございます。

続きまして、2点目につきましてですが、市内業者に技術的な配慮という話ですが、こちらにつきましても、今現在、矢口造園で主体でや

ってしまして、市内業者を使って剪定等をやっていない、矢口造園のみで今実施をしているところでした、市内の中で、そういった専門業者にも今後アドバイスをいただいきたいと考えています。

最後に、過去5年で事故、トラブル等につきましてですが、こちらについては、毎月報告書が上がってきております。そういった中で、随時事故、あるいは要望等も随時受けてまして、春先でしたら樹木の伐採、秋口でしたら落ち葉等、いろいろ要望、苦情等を随時指定管理者から受けているところがございます。過去5年間では、大きなトラブル等はございませんでした。

○滝瀬光一委員長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 債務負担行為ですから、上限がこの金額ですと、限度額ですから。その中で、経費削減の努力は今しているんですということについては、理解をさせていただきました。それでちょっと、指定管理者だけじゃ対応できなくて、指定管理者が、例えば、何とか造園、何とか植木屋を使って公園の管理をやっていたかということも、契約の上ではありなんですか、それは。何でもかんでも全部矢口造園が全部やるというふうになっているんですか。その辺について分からない。それから、事故とかそういうのではないというようなことで、時節柄、落ち葉を早く片づけるとか、それは、いろんな苦情が出てくると思いますけれども、そんなに市民が騒ぐほどの大きな問題ではないという認識でよろしいのかどうか。

○滝瀬光一委員長 清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 専門的な事業、例えば、遊具の点検につきましては、専門の調査会社に委託していますが、先ほどの植木の剪定につきましては、現在、矢口造園で全て実施している状況です。

トラブルにつきましては、大きなトラブル等がございましたら、市で引き取り、市で検討して対応していく状況でございます。

○滝瀬光一委員長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 この限度額の中で、植栽費の増額と人件費の増額が考えられるという御報告いただいたんですけども、今、新しい民主主義ということで、うちの親分連中は3%から4%の賃上げをしろとかというようなお話もあるわけですけども、そういうような国の政策的な影響というの、こういう中では吟味されるんかね。どうお考えですか。

○滝瀬光一委員長 清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 過去の最低賃金の上昇につきましては検証できますが、今後の賃金の上昇につきましても、調査し、協議してこうと考えてございます。

○滝瀬光一委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯沢美恵副委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 指定管理の指定申請書の中で、収支計画が先方より出されておりますけれども、向こうから出されている指定管理料の中で、初年度が2年目以降に比べて高くなっていますね。

その辺の根拠、それと、あと、利用料等については、5年間ずっと同じ金額を置いた状態で、企業努力をしようということであれば、少しでも増収で指定管理料の収支計画を出してくるんだと思うんですけども、それと併せて、先ほども出ていましたけれども、現在の5年間と比べて、管理費が特に増額になっています。その辺について、お考えをいただきたいと思います。

○湯沢美恵副委員長 清水課長。

○清水孝良都市計画政策課長 1つ目の質疑についてお答えします。令和4年度だけ800万円程度、他年度と比べて増えております。その内容としましては、9ページでございます指定管理業務仕様書、北本市子供公園サイクリングロード沿いの高木について、指定管理期間に樹高10メートル以上の樹木を更新するとございます。この樹木伐採が、他年度と比べて800万円多く計上されているということでございます。

2点目につきましてですが、利用料金の増が変わらない状況でございます。実際、過去の決算を見ている中で、令和2年度は特にコロナ禍の中でなかなか、緊急事態宣言等ございまして、利用料金が伸びていない状況でございます。その辺を加味してかと思いますが、コロナの状況が落ち着けばという中ですが、なかなかその辺が見込めないということで、増えていないということでございます。

最後に、管理費の増額なんですけど、やはり樹木管理費、北本市の公園も古い公園が増えてきて、樹木についてもかなり高木化してございま

す。高木に関して、剪定も以前より費用がかかってきている、そういったことも含めての金額の増と聞いていますが、いずれにしても、こちらについて、かなり増額が大きいものですから、この辺について今、内容を含めて協議をしているところでございます。

○湯沢美恵副委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 初年度の令和4年度については、子供公園のところの高木があるから、指定管理料が増えたということで理解いたしました。

一方で、管理費が初年度大きく増えているのも、その高木の伐採なんかで初年度は増えているのかなと思いますけれども、次年度以降も、初年度に比べて管理費の減少する金額が少ないので、よくその辺は吟味をしていただいて、よろしく願いいたします。

○湯沢美恵副委員長 御意見でよろしいですか。

○滝瀬光一委員 いいです、はい。

○滝瀬光一委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

初めに、反対討論を許可いたします。

諏訪委員。

○諏訪善一良委員 あえて市民利益を考えれば、この契約期間を5年に延ばしたという点については、明確な説明をいただけなかった点が1つあります。

2番目に、先ほども審議いたささせていただきましたけれども、もっと市内の業者の育成

という観点からも、当然発注は、設備が必要なもの、必要でないもの、または規模的に大、中、小、これらを勘案しないと、全部一把一絡げのような発注の仕方というのは、市民利益に反するんじゃないかと思っております。

同じく、今後の検討ということでございましたので、その検討を速やかにされることを希望してお願いしまして、このままの案では市民利益に反する部分がちょっと多いんじゃないかと思ひまして、あえて、本当はもう少し検討したかったんですが、一応これにつきましては反対の討論とさせていただきます。

次に、賛成討論を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○滝瀬光一委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○滝瀬光一委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○滝瀬光一委員長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議長から建設経済常任委員会に付託されました議案3件及び請願1件の審査が終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正副委員長に御一任いただき、案を作成後、皆様

に配付し御意見を伺いたいと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○滝瀬光一委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

副委員長より閉会の挨拶をお願いいたします。

○湯沢美恵副委員長 以上で、建設経済常任委員会を閉会します。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 3時35分